

2024年G7サミットに向けた市民社会の活動

堀内 葵

(特活)国際協力NGOセンター THINK Lobby

はじめに

2024年のG7議長国はイタリア政府が務めた。3月から11月にかけてイタリア各地で延べ23回の閣僚大臣会合が開催され、6月13日から15日には南部プーリア州で首脳会合が行われた。

これらに向けて、1月24日にはG7公式ウェブサイト¹⁾が公開され、主要議題として、ルールに基づく国際システムの擁護、ロシアによるウクライナへの侵略戦争、中東紛争、開発途上国および新興経済国との関係、アフリカ、パターナリズム（父権主義）的・略奪的な論理ではなく互恵的なパートナーシップに基づく協力モデルの構築、インド太平洋地域、気候・エネルギーのネクサス（関連）、食料安全保障、移住、人間中心かつ人間が管理可能な人工知能（AI）などが発表された。

また、2月24日には、ロシアによるウクライナへの侵略からちょうど2年が経過したことを踏まえ、G7首脳によるテレビ会議が開催され、G7外相によるビデオメッセージが発表された。さらに、8月には中東における緊張の高まりに深い懸念を表明するG7外相声明が発表され、9月の国連総会に際してもG7外相会合にて中東情勢やウクライナ情勢が議論されるなど、国際社会へのメッセージを強く発信する姿勢が際立った。

1. G7イタリアサミットに向けたC7の動き

1. C7運営体制

G7の公式エンゲージメントグループである「Civil7 (C7)」は、2023年11月にイタリア・ローマで前回の開催国であった日本の市民社会からの引き継ぎ会合を行い、貧困や格差、気候変動に取り組む世界的なネットワーク組織である「GCAP Italy」を中心に、新たな運営委員の選出とワーキンググループの再構成が行われた。その結果、開催国であるイタリアの市民社会からC7議長（Chair）とシェルパ（Sherpa）、G7諸国の市民社会から選出された運営委員、アフリカ地域を代表する運営委員に加え、すべてのワーキンググループから各2名の

コーディネーターも運営委員会に参加することとなり、総勢23名体制となった。ただし、前回に続き、フランスの市民社会から運営委員会への参加はなかった。日本からは2023年のC7サミット開催時にC7シェルパを務めた筆者が運営委員会に参加し、毎月開催される会合にオンラインで出席した。

ワーキンググループについては、「環境」「経済」「国際保健」「人道」の各グループは前回から継続し、「核兵器廃絶」は「平和および共通の安全保障」をスコープに加えて再編した。「しなやかで開かれた社会（Open and Resilient Societies）」はすべてのワーキンググループに共通する課題として扱うために廃止する一方、G7の主要議題を見越して「人の移動と移住」と「食料正義と食料システム変革」の二つのワーキンググループを新設した。2024年のワーキンググループ一覧は以下の通りである。

1. 気候・エネルギー変革・環境正義
(Climate, Energy Transformation and Environmental Justice)
2. 公正な経済への移行
(Economic Justice and Transformation)
3. 国際保健 (Global Health)
4. 原則に基づく人道支援
(Principled Humanitarian Assistance)
5. 平和・共通の安全保障・核兵器廃絶
(Peace, Common Security and Nuclear Disarmament)
6. 人の移動と移住 (Human Mobility and Migration)
7. 食料正義と食料システム変革
(Food Justice and Food System Transformation)

これらに加え、労働・雇用課題に対応するタスクフォースも設置され、「公正な経済への移行」ワーキンググループを中心に提言書作成やG7会合への出席を行った。

2. C7政策提言書

(1) 作成プロセス

2024年1月18日にはローマでC7キックオフ会合が

開催され、イタリア政府のシェルパチームから前述のサミット主要議題が発表された。後半では、新たなC7ワーキンググループの紹介と提言概要が説明された。キックオフ会合に先立ち、イタリアC7の運営を担当するGCAP Italyによる「C7政策ブリーフ：G7イタリア議長に対する準備的提言（C7 Policy Brief Preliminary recommendations to the G7 Italian Presidency）²⁾」が発表された。1月から4月にかけて、各ワーキンググループによる複数回のオンライン会合が開催され、政策提言書づくりが行われた。こうしたワーキンググループによる活動は、2022年および2023年と同様の流れである。

5月14日・15日にはローマの国連食糧農業機関（FAO）本部でC7サミットが開催され、約400名が参加した。このサミットでC7政策提言書³⁾がイタリア政府のシェルパを務めるエリザベッタ・ペローニ大使に手渡され、各課題について議論が行われた。

(2) 主張ポイント

C7政策提言書で強調されたのは、SDGsの達成期限である2030年まであと6年に迫る中、世界が依然として多くの重大な構造的・制度的課題に直面していることである。多発する危機の最も重い負担を背負うのは、女性、子ども、若者、そして社会から最も疎外された人々であるとしたうえで、G7が「最も先進的な経済圏の利益を一方的に促進するのであれば、問題の一部となりうるし、より平和で公正、持続可能で安全な未来のために人権と人類と地球の共通の利益を擁護するのであれば、解決策の一部となりうる」と指摘した。

また、G7には、新たなデジタル技術やAIの活用において利用可能なすべての政治的・法的・技術的な機会を責任ある形で活用すること、不平等の解消に取り組むこと、気候正義を提供すること、ジェンダー平等を実現すること、すべての人にディーセント・ワークを提供することを期待するとした。さらに、最も弱い立場にある人々を保護するために、地球規模での公正な移行を促進する合意形成と国連多国間スペースの強化に向けた、建設的かつ野心的な役割を果たすことを強く求めている。

ウクライナとガザについては、C7政策提言書で以下のように述べている。

「ウクライナにおけるロシアの侵略戦争は3年目を迎えたが、終結の兆しは見えず、解決に向けて前進する前向きな兆候もない。G7はウクライナの自衛とゼレンスキー大統領の10項目の和平計画への支持を強調しているが、人的・環境的被害は拡大し続けている。同時に、G7やその他の国々が行動を起こさないことは、イスラエルによるガザ住民に対する無差別で、比例性が欠如し

た、予防措置のない戦争による継続的な荒廃を可能にする、沈黙の共犯への道を開くものである。その結果、これまでに13,000人以上の子どもを含む約34,000人のパレスチナ人が死亡している一方、ハマスによる10月7日の残虐行為で拘束されたイスラエルの人質は返還されていない。この緊張が地域的、あるいはさらに広範な戦争へとエスカレートする懸念があるのは当然だ。」⁴⁾

3. G7首脳コミュニケと、それに対するC7による評価

6月13日から15日にかけて開催されたG7首脳会合では、セッションテーマとしてアフリカ、気候変動、開発、中東情勢、ウクライナ情勢、移住、インド太平洋、経済安全保障、AI、エネルギー、アフリカ・地中海が設定された。首脳コミュニケでは、ウクライナへの継続的な支援とロシアへの制裁、ガザにおける即時停戦、アフリカ諸国へのグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）を通じた関与、貧困削減とSDGsの達成に向けた行動、世界的な食料安全保障と気候変動への強靱性の強化、ジェンダー平等へのコミットメントの再確認、気候変動・汚染・生物多様性の損失への具体的な対処、出身国および経由国とのパートナーシップによる移住への対処、AIの利用に関する行動計画、強固で包摂的な世界経済の成長促進、雇用の推進、デジタルおよびクリーン・エネルギーへの移行の加速、経済的強靱性の推進などに言及されている。

C7は、G7首脳コミュニケに対して「ビジョンの欠如、今日と明日の危機の根源にある構造的結節点への不十分なコミットメント」と題した声明を発表した⁵⁾。同声明では、中東に関してG7が初めて市民社会の平和構築活動への支援を成文化したことを歓迎しつつ、次の点について提言を行った。すなわち、債務救済の進展がないこと、化石燃料からの脱却に向けた具体的な行動が必要であること、食料安全保障に関する「プーリア食料システム・イニシアティブ（AFSI）」の具体案を明示すること、移住を緊急事態ではなく長期的な視点で捉える必要があること、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関してより野心的なコミットメントが求められていることなどである。一方で、ジェンダー平等に向けたODAの増額というコミットメントについては肯定的に評価した。

II. 日本の市民社会の参加

1. 広島からの活動経緯

日本の市民社会組織（CSO）は、2023年5月に広島でG7サミットが開催されるのをきっかけに、その一年前の2022年5月に「G7市民社会コアリション2023（以下、

コアリション2023)」を設立し、G7の公式エンゲージメントグループである「Civil7 (C7)」の一員として、社会の多様な主体の声を届ける活動を展開してきた。広島サミットに向けて国内外の幅広いCSOと協力し、主な活動として、政策提言書の作成、日本政府をはじめとするG7諸国との対話、C7サミットおよび「みんなの市民サミット2023」の開催、国際メディアセンターでの情報発信などに取り組んだ⁶⁾。

2024年1月30日、全国のNPO支援センターのCEO（常勤理事や事務局などの最高責任者）が参加する「民間NPO支援センター・将来を展望する会（CEO会議）」（第42回）が東京都内で開催され、「市民セクターの政策提言～G7広島サミットに係る市民社会の活動の成果と課題～」と題するセッションが行われた。そこで、コアリション2023のメンバーとして活動した松原裕樹（ひろしまNPOセンター）、新田英理子（SDGs市民社会ネットワーク）、筆者の3名が登壇し、全国から集まったNPO支援センターの事務局長や代表とともに、G7広島サミットでの成果、今後の市民社会のあるべき姿、6年後の次期G7議長国期間に向けたコアリション2023の後継組織で取り組みたいことについて、グループディスカッションを行った⁷⁾。参加者からは「環境や人権など、多様な分野で活動する団体が集まる場となり、海外のNGOとのつながりもできた。C7が『対話の場』であることを実感できた」「ローカルとグローバルをどうつなげるか、意識する場をつくっていく必要がある。身近な話題にどうつなげるかが課題」などの発言があった。

CEO会議終了後、登壇した3名で打ち合わせを行い、コアリション2023の後継組織について、次の2点を同時並行的に進めることを確認した。(1)すでに動き出しているC7イタリアへの対応、(2)地域・分野・年代・ジェンダーのバランスを考慮して後継組織で共に取り組む人を探すこと、である。(1)については、2024年3月と4月にC7イタリア情報交換会をオンラインで開催し、C7運営委員会で議論されているスケジュールや政策提言書、C7サミットの概要について報告した。また、C7ワーキンググループに関わる遠藤理紗（JACSES）、内田聖子（PARC）、稲場雅紀（アフリカ日本協議会）、平賀緑（AMネット）、岩附由香・森瑞貴（ACE）、高橋悠太（カクワカ広島）、檜山怜美（なんみんフォーラム）から、それぞれのワーキンググループにおける議論内容が紹介された。

2. C7サミット参加に向けた日本の市民社会の動き

コアリション2023元会員の有志と相談した結果、次の4名がC7サミットに参加することになった。国際保

健ワーキンググループに参加している稲場雅紀、気候・エネルギー変革・環境正義ワーキンググループに参加している有坂美紀（G7/アースデイ オープンフォーラム 北海道、RCE北海道道央圏協議会、北海道NGOネットワーク協議会）、平和・共通の安全保障・核兵器廃絶ワーキンググループに参加している高橋悠太、そしてC7運営委員の筆者である。渡航費用の捻出にあたり、稲場と筆者は自己財源およびC7イタリアからの渡航補助を活用した。有坂と高橋については、「G7サミットに日本の市民社会の声を届けるプロジェクト⁸⁾」としてクラウドファンディングを実施し、延べ91名から810,000円の支援を受け、渡航費に充てることができた。日本から参加した4名は、C7サミットでの議論を速報的に伝えるべく、C7サミット前日、初日、二日目にオンラインイベントを開催した⁹⁾。

3. C7サミットの様子

C7サミットには、世界中の市民社会組織から400人以上が参加した¹⁰⁾。オープニングセッションでは、C7シェルパを務めるヴァレリア・エンミ氏が、700人以上の市民社会関係者による作業を経て作成されたC7政策提言書（コミュニケ）を発表した。同氏は、「G7には人権を守る責任があり、市民社会は連帯してそれを求めていく。持続可能な開発を実現するにはパラダイム転換が必要であり、複合的な危機に直面している現在、普段通りの仕事をしている猶予はない」と述べた。これに対し、C7政策提言書を受け取ったG7シェルパのエリザベッタ・ベローニ大使は、「G7議長国として、グローバルサウス、特にアフリカ諸国と緊密に連携していく。この議長国期間をパートナーと対話する良い機会と捉えている。世界中からの要請や期待に対してG7は開かれている」と応答した。分科会は、中東和平、人の移動と気候のネクサス、食料正義、身体の自律性をテーマに開催され、多様な声を互いに聞き、それらをG7諸国に届けるための方策が話し合われた。

C7サミット二日目は、債務、開発資金、国際課税などの経済課題に関する全体会が開催された。イタリア政府の財務トラック担当者は「G7財務トラックはG20と連携している。課税は気候変動対策として効果的であり、また、国際課税によって不平等を克服することも優先的に行う」と述べた。登壇者の一人は「税金を植民地主義から解放するには、G20議長を務めるブラジル政府が提案している通り、超富裕層への課税を強化したり、实体经济にトリクルダウンすることのない資本市場での取引にも課税したりするべきだ」と指摘した。これらを踏まえ、G7だけでなく、より広範な国々が参加す

るG20に対する政策提言の継続が重要であると議論された。この日の分科会は、気候正義、核兵器廃絶、人道支援、国際保健をテーマに開催され、核兵器廃絶の分科会では高橋が登壇した。

その後の全体会では平和に焦点が当てられ、イタリア司教協議会会長のマッテオ・ズッピ枢機卿から「決して他者と対立するのではなく、また、他者を排除するのではなく、我々全員が平和の構築者とならなければならない」とのメッセージが寄せられた。閉会挨拶として、2025年の議長国を務めるカナダのネットワークNGO「Cooperation Canada¹¹⁾」のダロン・セラー＝ペリッツ氏は、イタリアC7での議論を引き継ぎ、カナダ開催時に向けて精力的に活動していくことを表明した。

おわりに

コアリション2023は2023年12月末をもって一旦活動を終了したが、それ以降も、JANICをはじめ、元会員の有志、特に2023年のG7サミット開催都市であった広島 of 市民社会関係者がメーリングリスト上で情報交換を行ったり、フォローアップイベント¹²⁾を開催したりするなど、積極的に活動を担ってきた。次回、日本政府がG7サミットの議長国を務めるのは2030年の予定である。その際、再度コアリション2023のような組織を新たに

設置して活動への参加を呼びかけるのではなく、G7サミットをはじめとする国際会議への働きかけを継続的に行う枠組みを作り上げることで、経験の蓄積と担い手の育成を行い、国際的な連携強化に繋げたいと考えている。具体的には、JANICを事務局として、独自の意思決定機構を備えたネットワークを設置し、これまでコアリション2023やC7の活動を通じて培ってきた国際的な連携を活用する。このネットワークを通じてG7各国の市民社会とも連携しつつ、G20や国連サミットなどの関連する国際会議への働きかけを行う市民社会組織同士の情報交換の場として機能させたいと考えている。

2024年11月27日には、イタリアからカナダへのC7引き継ぎ会合がオンラインで開催された。「Cooperation Canada」は、カナダの政治状況を眺みつつ、例年よりも早い段階でのC7政策提言書の完成とC7サミットの開催および首脳会合への働きかけを企図している。一方、南アフリカ共和国の市民社会は、2024年10月に広範な団体に呼びかけて準備ワークショップを開催したほか、11月にブラジル・リオデジャネイロで開催されたC20サミットに複数の団体が参加するなど、G20サミット議長国の市民社会として、着実に準備を重ねている。JANICとしては、こうしたC7/C20を含む世界の市民社会の動きと呼応する枠組み作りに取り組んでいく。

-
- 1) G7 ITALIA 2024, <https://www.g7italy.it/> (2024年12月5日閲覧)
 - 2) GCAP (2024), *C7 Policy Brief Preliminary recommendations to the G7 Italian Presidency*, https://www.gcapitalia.it/wp-content/uploads/2024/02/C7_GCAP_Policy-Brief_January-2024_final.pdf (2025年1月28日閲覧)
 - 3) Civil7 (2024), *Civil7 Communiqué 2024*, https://2024.civil7.org/wp-content/uploads/2024/05/C7-Communique_2024.pdf (2025年1月28日閲覧)
 - 4) 筆者訳。原文は英語。出典：Civil7 (2024), *Civil7 Communiqué 2024*, p.19. https://2024.civil7.org/wp-content/uploads/2024/05/C7-Communique_2024.pdf (2025年1月28日閲覧)
 - 5) Civil7, “C7: “G7 stuck in the here and now” Lack of vision, insufficient commitment to the structural nodes at the root of today’s and tomorrow’s crises”, <https://2024.civil7.org/news/2534/> (2025年1月28日閲覧)
 - 6) G7市民社会コアリション2023『G7市民社会コアリション2023活動報告書』完成』、<https://g7-cso-coalition-japan-2023.mystrikingly.com/blog/231221-report> (2024年12月5日閲覧)
 - 7) 特定非営利活動法人日本NPOセンター「2023年度年次報告書」、https://www.jnpoc.ne.jp/wp-content/uploads/2024/10/2023JNPOC_AnnualReport.pdf (2024年12月5日閲覧)
 - 8) 特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター「G7サミットに日本の市民社会の声を届けるプロジェクト」、<https://congrant.com/project/hnpoc/11720> (2024年12月5日閲覧)
 - 9) 【5/13】C7サミット2024開催直前！ローマから生中継！G7に市民社会の声を届けよう、https://www.youtube.com/watch?v=JBhBfuYeI_Y
C7配信「C7イタリア2024 1日目が始まりました」、<https://www.youtube.com/watch?v=sXgHxOEs2DE>
C7中継Day2 分科会が開催されました／「核兵器廃絶」分科会に登壇したゲストと考えます、<https://www.youtube.com/watch?v=W2-1fyLOGIY>
 - 10) Civil7, “Rome, C7 Summit 2024: Press invitation”, <https://2024.civil7.org/news/2398/> (2025年1月28日閲覧)
 - 11) Cooperation Canada, “Cooperation Canada Participates in the 2024 Civil 7 Summit in Italy”, <https://cooperation.ca/cooperation-canada-participates-in-the-2024-civil-7-summit-in-italy/> (2024年12月5日閲覧)
 - 12) 2024年9月には、「核のない、誰ひとり取り残さない、持続可能な社会を目指して、市民社会から「〇〇×まちづくり＝平和」を語り合う」をテーマとして「みんなの市民サミット2024」がひろしまNPOセンターなど5団体により共催され、イタリアC7サミットについても報告された。<https://npoc.or.jp/news/news-357/> (2024年12月9日閲覧)

持続可能な開発のための資金と公正な気候資金に向けたアドボカシー

堀内 葵

(特活)国際協力NGOセンター THINK Lobby

I. SDGs達成と気候変動対策の資金ニーズ

1. 現行の国際財政構造の課題

2030年までのSDGs達成や、気候変動の緩和策および適応策を世界全体で実施するには膨大な資金が必要とされる。一方で、コロナ・パンデミック以降、多くの国々が債務危機に苦しんでいる。歴史的に途上国の資源を利用して経済発展を遂げ、温室効果ガスを大量に排出してきた先進国は、気候変動対策に取り組む責任があるにもかかわらず、そのために十分な量の政府開発援助(ODA)を提供していない。2009年の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)締約国会議(COP)で合意された、「先進国が途上国の気候変動対策支援に年間1,000億ドルを拠出する」という目標¹⁾は、達成年限である2020年から2年遅れた2022年ようやく達成された。

現在の国際財政構造は、世界銀行への出資比率に応じて投票権が配分されていることや、開発銀行の理事会議長を務める総裁が特定の国の出身者で占められていることなど、先進国に有利な形で形成されている。また、税や債務返済などを通じ、資金は開発途上国が多いグローバルサウス(南側諸国)から先進国側のグローバルノース(北側諸国)に流れている。こうした不公正な状況を克服するには、新たな地球規模の資金枠組みや大胆な取り組みが必要である。世界の市民社会からは、国際通貨基金(IMF)や世界銀行グループ、国際開発金融機関(MDBs)の大規模な改革、そして国際連帯税を含む新たな資金メカニズムの構築を提案する動きが出てきている。これらの課題をまとめて、「国際財政構造の変革(Transforming International Financial Architecture)」と呼ばれている。

国際財政構造の議論は、主要債権国政府で構成される「パリクラブ」と呼ばれる非公式会合²⁾や、IMF・世界銀行年次総会、「財務トラック」と呼ばれるG20の財務大臣・中央銀行総裁会議を中心に進められてきた。そのため、世界中の市民社会はこれらの会議体に対し、対話や提言を行うとともに、ときには街頭デモやメディアキャンペーンなどの行動を通じて、より公平な政策への

変更を求めてきた。

2. 日本の政策と市民社会の現状

世界第4位の経済大国であり、G7とG20の両方のメンバーである日本は、世界銀行の第2位の出資国である³⁾。アジア地域における主要なODAドナーであり、アフリカとラテンアメリカでの開発協力事業も増加している。日本政府は、国際財政構造の設計と運用、そして金融の流れに大きな影響力を持つ。しかし、現在の日本政府による政策は、貧困削減や世界の平均気温上昇を1.5度以下に抑えるといった長期的な気候変動目標の達成に必要なとされる野心を欠いている。例えば、日本政府は、バングラデシュでの石炭火力発電所建設やエジプトの空港拡張工事に対して資金支援を行い、これを「気候資金の貢献」として報告していたことが批判されている⁴⁾。

日本の市民社会では、1970代からのODA批判・検証の流れを汲み、1990年代には多国間投資協定(MAI)や世界貿易機関(WTO)による自由貿易体制の推進への懸念を表明する運動⁵⁾が盛り上がった。同時に、フェアトレードの推進や、生産地およびバリューチェーンにおける企業の環境・人権保護を求める機運が高まり、2010年ごろからは環太平洋パートナーシップ協定(TPP)への反対運動が形成された。国際協力NGOをはじめとする市民社会組織(CSO)は、2016年5月のG7伊勢志摩サミット、2019年6月のG20大阪サミット、2023年5月のG7広島サミットにおいて、貿易・投資・インフラ・国際財政構造などの分野で提言書を作成し、それぞれの議長を務めた日本の総理大臣に手渡している。さらに、1997年からは財務省(当時は大蔵省)とNGOの間で「財務省・NGO定期協議」が開催されている。この協議は、「国際開発機関(MDBs)・国際通貨基金(IMF)・国際協力銀行(JBIC)・国際協力機構(JICA)等の政策やプロジェクト等に関し、政府とNGO・市民との間での意見・情報交換を促進し、財務省による政策決定の透明性を高めるとともに、環境・人権・ジェンダーなどの視点に十分に配慮した開発の実現に貢献すること」を目的としており、2024年11月までに83回を数えている⁶⁾。また、

社会問題を引き起こす資金の流れをフェアにすることを目的に、国内大手銀行の投融资方針について、社会性の視点から格付けを行うフェア・ファイナンス・ガイド⁷⁾の発表や、途上国での石炭火力発電への融資停止を求める運動⁸⁾なども実施されている。

このように、日本の市民社会は経済課題に関する提言活動で歴史的に豊富な経験と蓄積を有している。しかしながら、前述した「国際財政構造の変革」については、近年のIMF・世界銀行年次総会やG20サミットなど、国際的な議論の場に参加する日本のCSOの数は限られている。たとえば、2012年10月にIMF・世界銀行年次総会が東京で開催された際、「IMF・世界銀行年次総会CSO連絡会」が設立され、「日本のCSOの間の情報共有や連携、海外CSO、世銀、IMF、および他のセクターとの対話を促し、提言活動を支援すること」を目的として活動したが、この連絡会は2012年末に解散し、活動は引き継がれなかった⁹⁾。国際財政構造に関わる国際会議の多くは、国際機関の本部がある米国・ワシントンDCやG7/G20サミットの議長国で開催されるため、日本社会に情報が届きにくいという状況もある。現地への渡航者が少ないために継続的に課題を追う人材が育っていないこと、また、各分野での資金に関する議論が相互に情報共有されていないという市民社会の分断なども、こうした活動が広がらない要因である。

2024年には、外務省が「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議¹⁰⁾」を開催し、官民を問わず様々な主体と政府との連携を強化した。この会議では、開発のための新しい資金動員において、ODAが触媒として果たしうる役割やそのあり方について議論が行われた。国連では国際租税協力枠組条約¹¹⁾の起草準備が始まり、OECD主導であった租税の課題が国連を中心とした枠組みに再編されようとしている。11月にアゼルバイジャンで開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)¹²⁾では、2025年以降の世界全体の新しい資金目標を決定する「新規合同数値目標(NCQG)」が焦点の一つとなった。さらに、2025年には、技術や科学、イノベーション、貿易、能力構築などの幅広い課題に関する資金協力を取り扱う「アディアスアベバ行動計画」を採択した第3回開発資金国際会議から10年の節目を迎え、第4回開発資金国際会議がスペインで開催される¹³⁾。

日本政府は、IMFや世界銀行、アジア開発銀行(ADB)への主要出資国であり、世界経済や金融の安定について議論するG7/G20の一員であることから、国際財政構造に関して大きな発言権を有している。したがって、日本のNGOも世界のNGOによる提言に呼応して、日本政府

に対して積極的に提言を行い、多くの人々とともに声を上げる役割がますます重要になっている。

II. 日本の市民社会による取り組み

1. 経済課題アドボカシープロジェクトの開始

そこで、国際協力NGOセンターでは、アフリカ日本協議会とグリーンピース・ジャパンを共同実施団体として、「経済課題アドボカシープロジェクト」を2023年度後半より開始した。本プロジェクトは、グローバルサウス(南側諸国)に投資される開発資金および気候資金を大幅に増加させ、IMF・世界銀行やG20などによって構築されている国際財政構造をより民主的で公正なものへと変革することを目的としている。世界の市民社会による国際財政構造の変革を目指す動きと歩調を合わせ、多様な分野の市民社会が一堂に会し、政策提言やキャンペーンなどの運動を生み出していくことを目指す。日本における市民社会と若者組織のネットワークを構築し、それを通じて国際財政構造とグローバルな金融の流れを改革し、政策決定者に対して働きかけを行う。

2. ネットワークの立ち上げ

本プロジェクトの一環として、CSO、学術関係者、国際機関、メディアなど、多様な関係者が集い情報交換や交流を行う「持続可能な開発資金枠組み達成に向けた市民社会ネットワーク(略称:JFFネットワーク)」を立ち上げた。JFFネットワークは、資金に関する最新動向を共有し、アドボカシーに共同で取り組む場を提供することで、必要な機会に政策提言を実施することを目指す。具体的な活動内容は、(1)情報交換の場の設置、(2)政策提言・国際連携、(3)若者組織との連携、(4)映像資料作成の4つである。以下に、それぞれの活動報告および今後の予定について詳細を紹介する。

(1) 情報交換の場の設置

情報交換の場として、2024年7月31日にJFFネットワークのキックオフ会合を開催した。同会合には17の組織から31名が参加し、開発資金・気候資金を巡る最新の動向が共有された。さまざまな分野で活動するCSOが関係構築を行うと同時に、国際的な資金の課題の重要性やそれが各団体の活動に与える影響への理解を深めた。また、日本の市民社会としてのこれまでの取り組みを振り返り、今後必要な取り組みについても議論する機会となった。

会合冒頭では、近年の気候危機の甚大化により、先進国を中心とする温室効果ガスの大量排出に対し「汚染者

責任」を求める声がグローバルに高まっていること、コロナ・パンデミックや度重なる紛争に伴う物価高・資源高と債務拡大が開発途上国での気候変動対策や国内開発への資金動員を妨げていること、資金を供給すべきMDBsでの意思決定の偏りに対し公平な課税制度の導入を求める動きが高まっていることなどが紹介された。また、これまでの資金の流れを変え、より公正な社会、すなわち「SDGsの達成」を目指す市民社会の中で、G7/G20の一員である日本政府の政策に期待する声が高まっており、日本の市民社会も世界の動きに呼応して行動すべきという呼びかけがなされた。

続いて基調講演では、ドイツの開発・環境・人権分野で活動するNGO「ジャーマンウォッチ (German Watch)¹⁴⁾」の「将来を見据えた財政 (Future-proof Finance)」部門長であるデヴィッド・ライフィッシュ (David Ryfisch) より、「国際財政構造と日本」と題して、開発資金、気候変動対策、生態系保全のための資金ギャップを埋めることを目的とする、ドイツをはじめとするグローバルな市民社会による国際財政構造改革に向けた取り組みについて紹介があった。

さらに、開発、貿易・債務、気候変動の各分野に主に取り組む日本のCSOから、これらの課題に取り組む必要性および提言機会について共有があった。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江由美子は「途上国が社会課題の解決や気候変動への適応に投資できるよう、国際財政構造の改革に向けて、日本の市民社会による働きかけの戦略化が必要」と述べた。アジア太平洋資料センターの内田聖子は「債務を含む経済課題は多岐にわたるため、それぞれの課題に取り組む団体同士が連携し、情報共有を進め、G7/G20/IMFなどに対して根源的な改革を行う『パワーシフト (権力の移行)』に取り組みたい」と語った。グリーンピース・ジャパンの小池宏隆は「今年のCOP29は、気候資金に関する新しい目標 (NCQG) が締結されるため重要であるが、気候資金不足は構造的な問題のため、単に資金を増やすだけではなく、構造を変革する必要がある」と発表した。

基調講演や3団体からの発題を踏まえ、後半では、参加者が小グループに分かれて、国際財政課題が各団体へ及ぼす影響や今後の動きについて共有した。参加者から出された主な意見は以下の通りである。

(i) 各団体による資金課題への取り組み

- 新規合同数値目標 (NCQG) の議論を追っている。
- 援助資金の枠組みを変えるためのアドボカシーを行っている。
- 開発援助に関して若者へのキャンペーンや働きか

けを行っている。

- エクスポート・クレジットの化石燃料を止めさせるための活動を行い、COPなどで提起している。
- SDGs達成に向け日本の若者の声を集約し、日本政府や国連、市民社会に政策として届ける活動をしている。
- 気候危機を悪化させる化石燃料や、高コストで問題の多いアンモニア混焼、原子力などのグリーンウォッシュ技術への資金支援をやめ、公平で、安全で、安価な再生可能エネルギーや省エネルギーの普及のために使うよう求めるオンライン署名を実施している。

(ii) JFFネットワークへの期待

- 互いの活動から相乗効果が得られるとよい。
- 世界銀行へのアドボカシーを共同で行いたい。
- 日頃の情報交換からお互いの活動を知っておくことが重要である。
- 若者の声を集約し、日本政府に政策提言できるとよい。
- アクションにつながるきっかけが増えることを期待する。
- 政策決定者に対する影響力を向上させる方法について学びたい。
- 異なる分野に関わる団体や個人が協力することで、より大きな力になり得る。
- グローバルサウスにおける気候資金プロジェクトの現場の確認ができるとよい。
- これまで開発NGOとの接点が少なかったが、情報を得ることで学びがある。
- グローバルノースからグローバルサウスへの気候資金の流れをトラッキングできるとよい。
- ネットワークを形成することで関わり方が多様になり、個別の団体にとっても政府や議員に対する影響力が増加する。

(iii) 連携に向けて各団体が提供できること

- 日本政府 (財務省・外務省) との対話の場を設けること。
- 少数派の意見を切り捨てず、互いに尊重・認め合うこと。
- SDGsの2030年までの達成に向けたアドボカシーをともに行うこと。
- グローバルサウスにおける気候資金のあり方について調査・提言すること。
- SDGsの地域化 (ローカライゼーション) と開発

資金等の課題とを結び付けること。

- 一般市民に対して日本の資金拠出を支援するようなナラティブを主流化させること。
- 国際課税問題についての理解の促進と、それに基づいた市民社会としての協力を促進すること。
- 環境NGOはポジションの違いから協働が難しい場合もあるが、ゆるやかにつながることで声の層を厚くし、セクターとして政府に対する影響力を向上させること。
- 「新自由主義」や「経済課題」という括りは非常に大きく、取り組みづらい。気候危機の課題を入り口にして、市民、特に若者世代を巻き込みたい。

本稿執筆時点ではまだ実施されていないが、第2回会合は12月19日に開催される予定である。IMF・世界銀行年次総会、COP29、ブラジルG20/C20サミット、第4回開発資金国際会議第2回準備会合に参加したCSOからの報告を受け、日本政府に対する提言や一般向けのキャンペーンの機会について意見交換を行うこととなっている。

(2) 政策提言・国際連携

財務省をはじめとする日本政府への政策提言と、グローバルCSOとの情報共有をはじめとする国際連携を行う。上述の通り、財務省・NGO定期協議では、MDBs・IMFなどの国際機関、JBIC・JICAなどの日本の政府機関が実施している政策やプロジェクトについて、質問や協議を行う機会がある。2024年6月6日に開催された第82回定期協議では、本プロジェクトの共同実施団体およびアドバイザーより以下の3つの議題提案を行った¹⁵⁾。

- 開発途上国の債務再編に関するG7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議、IMF・世界銀行の取り組みおよび日本政府の政策について（特に、「グローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル」）
- 日本が世界保健機関（WHO）および世界銀行と連携して設立する「UHCナレッジハブ」に関する財務省および世界銀行の関与について
- 「BEPS包摂的枠組み」の第3の柱としての国際課税への対応及びアジア共通金融取引税（為替取引税）の可能性について

こうした公開の協議に加え、個別に面会や照会を重ねることで、開発資金や気候資金に関する日本政府の立場

や重要な情報を入手し、さらなる政策提言につなげるよう取り組んでいる。

(3) 若者組織との連携

日本政府は、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための助言機関として、2016年にSDGs推進円卓会議を設置した。社会の多様なステークホルダーが同会議の委員となっており、若者も含まれている。また、「2030年以降にSDGs推進の主役となる次世代によるSDGsへの関与を深め、主体的な推進を加速し、国際社会に対して次世代のSDGs推進に関する日本の『SDGsモデル』を示すため¹⁶⁾」に、「次世代のSDGs推進プラットフォーム」が設置されている¹⁷⁾。

本プロジェクトでは、このような若者による政策提言を強化することで、気候変動と経済正義に関する市民社会による提言の説得力と発信力を増幅させることを目指している。具体的には、SDGs達成に向けた日本政府への政策提言に取り組む「持続可能な社会に向けたジャパン・ユースプラットフォーム（JYPS）」と連携し、勉強会の開催、政策提言の作成、公開ワークショップの開催、政策決定者との面会および政策提言の手交を行っている。国際金融・財務に関する課題は幅広い国際的視点と専門的知識を必要とするため、若者が「自分ごと」として捉えづらい側面もある。今回の連携プロジェクトを通じて、日本の若者がどのように国際金融・財務枠組みに向き合うべきかを考える機会を提供する。

(4) 映像資料作成

開発途上国の債務課題と気候変動課題、そして日本社会との関わりに焦点を当てた映像資料をアジア太平洋資料センター（PARC）と連携して作成する。これを一般市民および高校生・大学生向けに提供し、「国際財政構造の改革」についての理解を促進することを目指す。具体的には、洪水の頻発と深刻化による食料生産・雇用・地域経済への影響が著しいバングラデシュの事例を取り上げる。脱炭素政策を打ち出すバングラデシュ政府に対し、JICAによるエネルギー電力マスタープラン¹⁸⁾は、化石燃料を2070年まで燃焼する計画を提示しており、再生可能エネルギー中心の社会へと移行する計画がないがしろにするかのようである¹⁹⁾。さらに、日本政府が資金供与するマタバリ石炭火力発電所²⁰⁾は大量の二酸化炭素を排出し続けており、それによって引き起こされる気候変動は、洪水と気象パターンの変化をもたらし、農民を苦しめている。貸し付けられた資金の多くは、石炭火力発電所の建設にかかわった日本企業への支払いに充てられ、その原資はバングラデシュの人々が負担する電

気代に上乗せする形で徴収される。この映像資料では、早期に脱炭素を目指すバングラデシュに対して、日本が

円借款を通じて気候危機への対策を阻害することにどのような意味があるのかを問いかける。

- 1) United Nations, “Report of the Conference of the Parties on its fifteenth session, held in Copenhagen from 7 to 19 December 2009”, <https://unfccc.int/resource/docs/2009/cop15/eng/11a01.pdf#page=7>、上記報告書のパラグラフ8に、「In the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation, developed countries commit to a goal of mobilizing jointly USD 100 billion dollars a year by 2020 to address the needs of developing countries」と記載されている。
- 2) 財務省「パリクラブ（主要国債権国会合）について」、https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/economic_assistance/others/index.html（2024年12月5日閲覧）
- 3) 世界銀行のデータによれば、2024年の時点で、世界銀行グループ機関である国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）、多数国間投資保証機関（MIGA）のいずれにおいても、日本は米国に次ぐ出資率であり、それゆえ二番目に多い投票権（voting power）を持つ。<https://www.worldbank.org/en/about/leadership/votingpowers>（2024年12月9日閲覧）
- 4) 国際環境NGO 350.org Japan、「【プレスリリース】350.org Japan、浅尾環境大臣に日本の気候資金貢献を要請（2024年11月22日）」、<https://world.350.org/ja/press-release/20241121/>（2024年12月5日閲覧）
- 5) 1990年代から2000年代にかけて、「MAIにNO！日本キャンペーン」やWTO/FTA・NGOフォーラムなど、市民主導の催しが全国各地で開催された。下記のウェブサイトも参照のこと。「MAIにNO！日本キャンペーン」、<https://www.jca.apc.org/pf2001jp/mai/mai.html>（2024年12月5日閲覧）
- 6) 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター「財務省・NGO定期協議の開催」、<https://jacses.org/mofngo/>（2024年12月5日閲覧）
- 7) Fair Finance Guide Japan, <https://fairfinance.jp/>
- 8) 一例として、FoE Japanは、これまで石炭や石油、天然ガスといったエネルギーに依存して発展してきた社会のあり方を振り返り、資源採掘の現場では先住民や現地住民の生活が脅かされ、破壊されていること、また、気候危機に立ち向かうため化石燃料に依存する社会からの脱却が急務であるとして、アジア開発銀行（ADB）や国際協力銀行（JBIC）などによる石炭火力発電への融資方針に反対している。<https://foejapan.org/issue/category/fossil-fuels/>
- 9) 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター「世界銀行・IMF東京総会（2012年10月）に向けた政策対話の促進」、<https://www.jacses.org/sdap/worldbank/agmtokyo2012/index.htm>（2024年12月5日閲覧）
- 10) 外務省「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/pagew_000001_11364.html（2024年12月5日閲覧）
- 11) United Nations, Ad Hoc Committee to Draft Terms of Reference for a United Nations Framework Convention on International Tax Cooperation, <https://financing.desa.un.org/ad-hoc-committee-draft-terms-reference-united-nations-framework-convention-international-tax>（2024年12月5日閲覧）
- 12) United Nations, UN Climate Change Conference Baku - November 2024 | UNFCCC, <https://unfccc.int/cop29>（2024年12月5日閲覧）
- 13) United Nations, The 4th International Conference on Financing for Development, <https://financing.desa.un.org/ffd4>（2024年12月5日閲覧）
- 14) German Watch, <https://www.germanwatch.org/en>（2024年12月5日閲覧）
- 15) 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター「第82回財務省・NGO定期協議（2024年6月6日開催）の議事録が完成」、<https://jacses.org/2452/>（2024年12月5日閲覧）
- 16) 外務省「「次世代のSDGs推進プラットフォーム」による『SDGs達成に向けた若者の参画』の開催」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000580.html（2024年12月5日閲覧）
- 17) 首相官邸「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第6回）」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai6/gijigaiyou.html>（2024年12月5日閲覧）
- 18) 国際協力機構（JICA）「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」、<https://www.jica.go.jp/Resource/project/bangladesh/016/index.html>（2024年12月5日閲覧）
- 19) Fair Finance Guide Japan「グリーンフィンゲーパー 化石燃料まみれのJICA支援～パリ協定に整合しないバングラデシュのエネルギー計画～」、https://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2023/09/IEPMPReport2.pdf（2024年12月5日閲覧）
- 20) ODA見える化サイト「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（1）」、<https://www.jica.go.jp/oda/project/BD-P76/index.html>（2024年12月5日閲覧）

Asia Centre主催第9回国際会議 「アジアにおいて縮小する市民社会スペース：抵抗と反撃の語り」参加

堀内 葵

(特活)国際協力NGOセンター THINK Lobby

近年、市民社会の自由な言論・活動のための社会空間である「市民社会スペース (Civic Space)」が狭められているとの指摘が、市民社会関係者からしばしばなされている。日本では、2013年の「特定秘密の保護に関する法律」(特定秘密保護法)の成立を契機に、「秘密保護法NGOアクションネットワーク (NANSL)¹⁾」が発足し、その問題意識を引き継ぐ形で、2018年5月に「市民社会スペースNGOアクションネットワーク (NANCiS)」が設立された。NANCiSは、全国の国際協力NGOのネットワーク組織(ネットワークNGO)を構成団体、個別の国際協力等のNGOを賛同団体とし、(1)市民社会スペースの推進とアドボカシー、(2)市民社会スペースに関わる学習・情報交換とNGOの救援、(3)国際協力NGOと他分野の市民社会組織とのコーディネーション、という三つの柱を中心に活動している²⁾。国際協力NGOセンター(JANIC)はNANCiSの構成団体であり、筆者はJANICからの世話人として、隔月開催される世話人会に出席し、国内外の市民社会スペースの課題を他の世話人とともに議論している。

日本の市民社会スペースを巡る課題は、その性質によっていくつかに分類できる。まず、市民社会スペースへの直接的な脅威である「市民活動への萎縮効果」である。例えば、2021年に成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(重要土地調査規制法)をめぐり、弁護士の仲松正人は「(基地などの)重要施設の周辺の土地や建物の所有者や利用者、(中略)住民の個人情報収集し、その人たちの土地等の利用や取引に規制を加え、従わなければ処罰するという、国民生活への重大な侵害が引き起こされる。それは、沖縄をはじめとする反基地運動や反原発運動にも重大な萎縮効果をもたらす」と指摘している³⁾。NANCiSは、審議中の法案が人権保障上、特に表現の自由、市民活動の自由、プライバシー権、知る権利との関係において、看過することのできない問題点が含まれていることから、その撤回を求め緊急声明を2021年4月に共同発表している⁴⁾。

次に「市民活動家への攻撃」である。障害や性別、経済状況、国籍など、さまざまな理由により困難を抱えている人々を支援する活動を、実名や顔を明らかにして行っている人々に対し、オンラインを含めた誹謗中傷が相次いでいる。特に、若年女性に対する嫌がらせや性加害が発生している⁵⁾。市民活動家への攻撃が続けば、そもそもそうした活動を行うことが困難になるだけでなく、支援を受ける人々への影響や、資金提供者の撤退なども発生しうる重大な問題である。

上記と似た内容として、「ヘイトスピーチの横行」がある。ヘイトスピーチとは、アイヌなどの先住・少数民族や、在住外国人に対する差別発言である。日本には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、差別やヘイトスピーチの解消を目的とした法律が存在する。にもかかわらず、オンラインやオフラインを問わずヘイト発言が放置されている現状があり、これらの法律が形骸化してしまう危険性がある。

さらに、民主主義の重要な要素である情報へのアクセスに関連して、表現の自由や知る権利の侵害が起きている。近年、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」や「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、報道機関や市民団体が行政機関に情報公開請求を行っても、個人情報の保護や検討中の情報であるという理由から、黒塗りの文書しか公開されない事態が相次いでいる⁶⁾。また、2023年5月に広島で開催されたG7サミット首脳会合では、国際メディアセンターにおける市民社会による情報発信が不当に制限された事例がある⁷⁾。さらに、2023年9月には、名古屋NGOセンターが、西サハラ・サハラウィ難民キャンプに関する報告会を開催するため、なごや地球ひろば(JICA中部センター)に施設利用申請を行ったところ、「イベント内容に関する国若しくは国際機関から照会を受け、その

対応により業務遂行の妨げになる或いは円滑な業務遂行が確保されなくなるおそれがあると判断」したとの理由で不承認となる事態が発生した⁸⁾。

このような市民社会スペースに関する日本国内の様々な課題と関連する国際的なデータを確認してみたい。各機関が発表するインデックスにおける日本の順位と、G7各国との比較を試みる。

世界中の市民活動や市民社会を強化することを目的とし、175の国・地域に4,000人の会員を擁する非営利組織である「シビカス (CIVICUS)」⁹⁾は、本部を南アフリカに置き、世界各国の市民社会スペースを巡る状況を調査・分析して評価する「CIVICUS Monitor」¹⁰⁾を運営している。CIVICUS Monitorは毎年12月に最新版が公開されており、2024年12月には日本の市民社会スペースの状況が、5段階のうち上から2番目である「狭められている (Narrowed)」から、最も上位の「開かれている (Open)」へと格上げされた¹¹⁾。CIVICUSによると、「市民社会グループは、障壁なく全国で活動を行うことができた。平和的なデモ参加者も、ほとんどの場合、制限を受けることなく権利を行使することができた」ことが格上げの理由である¹²⁾。一方、CIVICUS Monitor上の日本に関する記事では、報道の自由度ランキングが低下したこと、ネット上の誹謗中傷の書き込みを削除する新法が成立したこと¹³⁾、地方自治体が会見での記者の質問を制限したこと、労働組合員がストライキを理由として解雇されたこと¹⁴⁾、沖縄で反軍国主義デモが開催されるほど軍事化が進んでいること¹⁵⁾、ジェンダー不平等や出入国管理法改正に反対する抗議行動が行われたこと¹⁶⁾、報道の自由を制限する法律が制定されたこと、在日外国人ジャーナリストが直面する脅迫¹⁷⁾などが指摘されている。CIVICUSの報告書『People Power Under Attack 2024』¹⁸⁾によると、日本以外のG7各国のうち最も評価が高いのはカナダであり、「開かれている (Open)」に分類されている。続いてフランス、ドイツ、イタリア、アメリカが「狭められている (Narrowed)」に該当し、最も低い評価となったのはイギリスの「妨げられている (Obstructed)」である。なお、ドイツは2022年には「開かれている (Open)」と評価されていたが、環境活動家への弾圧などを理由として2023年に「狭められている (Narrowed)」へと格下げされた。

世界の民主主義を支援する政府間組織である「国際民主・選挙支援研究所 (International Institute for Democracy and Electoral Assistance)」¹⁹⁾は、各国の民主主義のパフォーマンスを、「代表性 (Representations)」「権利 (Rights)」「法の支配 (Rule of Law)」「参加 (Participation)」の4つのカテゴリーをもとにランキン

グした報告書『民主主義の世界的現状 (Global State of Democracy)』を発表している²⁰⁾。2023年版では、日本は173か国中28位 (スコア0.791)であり、他のG7諸国についてはドイツが1位 (同0.893)、フランスが7位 (同0.859)、イタリアが10位 (同0.853)、カナダが18位 (同0.827)、イギリスが20位 (同0.818)、アメリカが46位 (同0.701)であった。日本については「代表性、権利、法の支配に関して高いパフォーマンスを示し、参加については中位のパフォーマンスを示している。包括的参政権、ジェンダー平等、市民社会、選挙参加を除くすべての要素で、世界の上位25%に入っている。過去5年間、『効果的な議会』は減少しているが、これは、指導者の責任を問う立法府の能力に疑問を投げかけた最近の政治資金危機を含む、いくつかの政府スキャンダルに起因していると思われる」と評価されている²¹⁾。

すべての人が情報へのアクセスを保障されるべく調査研究や提言活動を行っている非営利組織「国境なき記者団 (Reporters Without Borders)」²²⁾は、各国別に「報道の自由インデックス (Freedom Press Incex)」を発表している。2024年のインデックスによれば、日本は180か国中70位 (スコア62.12)であった。G7各国では、ドイツが10位 (同83.84)、カナダが14位 (同81.7)、フランスが21位 (同78.65)、イギリスが23位 (同77.51)、イタリアが46位 (同69.8)、アメリカが55位 (同66.59)と、いずれも日本を上回っている。日本については、「議会議制民主主義国家であり、メディアの自由と多元主義の原則は一般に尊重されているが、伝統的な利害関係やビジネス上の利害関係、政治的圧力、ジェンダー不平等が、ジャーナリストが監視者としての役割を完全に果たすことをしばしば妨げている」と評価されている²³⁾。

上記で見た通り、市民社会スペースを構成する要素についてG7各国の比較を見ると、日本は多くのインデックスにおいて最も低い評価となっている。

このような状況のなか、市民社会スペースに焦点を当てた国際会議「アジアにおいて縮小する市民社会スペース：抵抗と反撃の語り (Shrinking Civic Space in Asia: Stories of Resistance and Pushback)」²⁴⁾が2024年8月にタイ・バンコク市内のホテルで開催された²⁵⁾。日本を含むアジア地域の市民社会スペースに関する最新の動向を探るため、筆者もこれに参加した。本国際会議は、バンコクに主たる事務所を構える非営利シンクタンク「アジア・センター (Asia Centre)」が主催するもので、2015年に第1回が30人規模で開催され、徐々に拡大をし、2024年は120人を超える参加者が集まった。多くは非営利組織や市民社会組織の所属であるが、ジャーナリスト、メディア関係者、学術関係者、シンクタンク、政治



写真：Asia Centre主催第9回国際会議の様子（撮影：Asia Centre）

家など多様な背景を持つ参加者が見られた。本国際会議が取り扱う市民社会スペースや人権、民主主義といったテーマについて、言論の自由が保障されていない国からの参加者の安全を考慮し、開催場所は非公開とされた。参加費は1人300ドル、追加で資金提供を行うと、タイトルパートナーやパネルパートナーとしてロゴを掲示し、パネルセッションを開催することができる。

初日はオープニングセッションとして、パネル1「国境と人種を越えて：民主主義を支える（Beyond Borders and Ethnicities - Stand with Democracy）」が開催され、多文化主義、異文化コミュニケーション、民主主義と自由の擁護、現在の世界情勢における台湾の役割などの課題について議論された。

最初の話題は台湾についてであった。近年、台湾は地政学的緊張の最前線に位置し、国際メディアの注目の的となっている。国際社会は、台湾がテクノロジーのサプライチェーンにおいて重要な役割を担っていることを認識し、公衆衛生、自由と民主主義の擁護、認知戦争への抵抗など、台湾の長年にわたる貢献をますます高く評価している。

設立から96年の歴史を持つ公共メディア組織である「台湾国際放送（Radio Taiwan International、以下RTI）²⁶⁾」は、台湾の民主化とともに発展し、国際的な公共放送局として成長している。同局は20の言語で台湾の状況を伝え、移住労働者や移民の関心に応えている。RTIの中心的なミッションは、言論の自由を守り、台湾の多様な声を世界の視聴者に届けることである。台湾の民主的な環境は、RTIがその使命を果たすことを可能にし、アジア全体の多様な声を育むことにも寄与してい

る。また、香港から台湾に移住したメディアアーティストであるケーシー・ウォン（黄國才）氏が、香港の自由と台湾の民主主義の発展のためにアートを駆使し、周囲と協力しながら活動する様子をまとめたドキュメンタリー映像も紹介された。

続くパネルディスカッションでは、RTIのイシス・リー・ミンリ（李明俐）副会長、ウクライナ系台湾人のアレクサンドル・ウースン・シン氏、インドのオブザーバー・リサーチ・ファウンデーション（Observer Research Foundation²⁷⁾）上級研究員ニランジャン・サフー氏が登壇し、地域の政治情勢や世界の市民社会が直面する課題について議論した。リー（李）氏は、2024年に設立されたRTIアカデミーが国際統合において重要な役割を果たし、アジア全域で言論の自由を促進し、国際社会における台湾の影響力を高めていることを強調した。シン氏は自身の経験をもとに、ウクライナと台湾の地政学的な類似点について説明し、「ロシアによるプロパガンダに対処するウクライナの状況は、中国による情報戦に対抗する台湾の状況と同じである」と指摘した。また、台湾の言語政策や言語活性化への取り組みが多文化主義の重要性を反映している点にも言及した。サフー氏は、2024年に行われたインドの選挙結果を挙げ、インド当局の数々の問題や偽情報キャンペーンについて告発した。さらに、世界中の民主主義社会における多様性と寛容の重要性を述べ、これらが民主主義に与える影響について説明した。最後に、ビデオ出演という形で参加したウォン（黄）氏は、全体主義の拡大に抵抗するよう呼びかけた。ウォン氏は、政治的弾圧に直面することなく抵抗の道具として芸術を自由に使える台湾への移住を選

んだと説明した。ウォン氏がビデオ参加となった背景には、過去にタイ政府が香港のジャーナリストや反体制派活動家を逮捕した事例がある。

筆者は、二日目に開催された「公衆衛生上の緊急事態における協力的ガバナンスの優良事例 (Best Practices in Collaborative Governance of Public Emergencies)」と題されたパネルディスカッションに登壇し、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大時におけるアジア太平洋地域の国々の取り組みについて情報提供を行った。また、筆者も作成に協力した Asia Centre の報告書「パンデミック・ガバナンスと市民の自由：日本での優良事例 (PANDEMIC GOVERNANCE & CIVIC FREEDOMS: Best Practices from Japan)²⁸⁾」を元に、韓国、台湾、ニュージーランドの研究者と議論を行った。同報告書は、日本では、他国で見られたような警察や軍隊による制裁を伴う強権的なロックダウンや外出禁止令が実施されず、政府による「自粛要請」や「提案」が多くの人々に受け入れられたため、言論や集会の自由といった市民社会スペースを制限することなく、COVID-19 対策が実施されたと総括している。発生拡大期には人々への情報提供の面で混乱が見られたものの、徐々に整理され、日本語以外の言語での情報発信も行われるようになった。一方で、総理大臣の記者会見に参加する記者の人数制限が現在も続き、論点を明確にするための再質問が制限されているなど、「知る権利」が保障されていない状況も報告している。また、さまざまな経済支援策が実施されたものの、情報共有の不備から在住外国人や別居世帯への支援が滞り、性産業従事者が支援金対象から除

外されるなど、不平等な対応も目立ったと指摘している。今後、同様の保健危機が発生した際の備えについての質問に対し、各パネリストは以下のように回答した。「市民社会が持続的に活動できる基盤整備が重要 (韓国)」、「過去の経験から学び、それぞれの施策を改善させること (台湾)」、「政府による説明責任と意思決定の透明性を担保すること (ニュージーランド)」、「脆弱な人々への支援を強化し、当事者による運動を支援すること (Asia Centre)」。これらの意見を通じ、政府と市民社会のコミュニケーションや連携を進めつつ、次のパンデミックに備えて過去の教訓に学ぶことの重要性が強調された。なお、本パネルを主催したのは、「非営利法に関する国際センター (International Center for Not-for-Profit Law)²⁹⁾」であり、同団体は世界各国における市民社会に関する法制度を研究し、市民社会スペースを広げるための取り組みを行っている。

その他の分科会では、先住民族の権利、政権与党による野党の弾圧 (シンガポール、カンボジア、台湾)³⁰⁾、市民社会の資金アクセスの向上、フェイクニュースと民主主義、デジタルセキュリティ研修、市民社会スペース向上に向けたワークショップなど、幅広いテーマが扱われた。また、市民による抗議行動の結果、2024年8月5日に政権が崩壊したバングラデシュにおいて、学生と一般市民がどのように立ち上がったのかを、同国の大学教員が報告するセッションも開催された。

今回の Asia Centre 国際会議は、2025年8月20日から22日にかけて「アジアにおけるAI (人工知能) とガバナンス：市民社会、民主主義、メディア (AI



10TH INTERNATIONAL CONFERENCE

AI AND GOVERNANCE IN ASIA

Civil Society, Democracy and Media

20 - 22 August 2025

Bangkok, Thailand

 asiacentre.org  contact@asiacentre.org



and Governance in Asia: Civil Society, Democracy and Media)」と題して開催される予定である³¹⁾。

<Asia Centre主催第9回国際会議プログラム>

Panel 1 - Beyond Borders and Ethnicities: Stand with Democracy (by Radio Taiwan International / RTI)

Panel 2 - Best Practices in Collaborative Governance of Public Emergencies (by International Center for Not-for-Profit Law / ICNL)

Panel 3 - Shrinking Civic Space: Lessons from Southeast Asia (by International Development Research Centre / IDRC)

Panel 4 - Criminalization and Prosecution of Changemakers (by Council of Asian Liberals & Democrats / CALD)

Panel 5 - Political Parties and Civil Society: Exploring How Opposition Parties Bolster or Undermine the Civic Space (by International Republican Institute / IRI)

Panel 6 - National Government-Run Relief Funds and Other Barriers to CSO Resourcing (by International Center for Not-for-Profit Law / ICNL)

Panel 7 - Beyond Borders and Ethnicities: Amplify the Voice and Diversity (by Radio Taiwan International / RTI)

Panel 8 - Fake News and Democracy (by La Trobe University)

Workshop on Digital Security Training (by Asia Centre & Google)

Panel 9 - The Vanguard of Change: Challenges and Opportunities for Indigenous Youth and Women (by The International Institute for Democracy and Electoral Assistance)

Panel 10 - Strategies for Defending and Expanding Civic Space: Tactics for Building Positive Relationships and Decisionmakers (by Counterpart International)

Panel 11 - Information Integrity and Digital Public Sphere in Asia (by The International Development Research Centre / IDRC)

Panel 12 - For Free Civil Activities in Today's World Where Social Networking Has Become the Norm: A Case Study on Young Generation in Japan (by Pacifica GK)

Panel 13 - An Antidote to Democratic Decline? Stories of Deliberative Democracy from Asia (by The Asia Foundation)

Panel 14 - Legacies of COVID19 Governance and Impacts on Civic Freedoms (by International Center for Not-for-Profit Law / ICNL)

Panel 15 - Navigating and Reclaiming Civic Spaces: Strategies, Support, and Case Studies from Asia and Beyond (by Asia Centre)

Panel 16 - A New Dawn for Bangladesh: Success of the Student Movement (by University of Liberal Arts Bangladesh / ULAB)

1) NGO・外務省定期協議会2014年度「第3回ODA政策協議会」において、NANSL共同代表(当時)の西井和裕が「ODAに関わる情報の公開と特定秘密保護法に基づく情報の取り扱いについて」という議題を提案している。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page23_000235.html (2024年12月5日閲覧)

2) 市民社会スペースNGOアクションネットワーク(NANCiS)、<https://nancis.org/>

3) 仲松正人「重要土地調査規制法案」(2021年5月8日)、https://juyotochi-haian.org/what_juyotochi/ (2024年12月5日

閲覧)

4) 市民社会スペースNGOアクションネットワーク(NANCiS)「【緊急声明】憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求めます」、<https://nancis.org/2021/05/01/joint-statement20210430/> (2024年12月5日閲覧)

5) 特定非営利活動法人Colabo「【勝訴報告】『ミソジニーと権利の濫用～女性支援に対する一連の攻撃と、少女達に今起こっていること』報告集会を開催しました。」(2024年10月3日)、<https://colabo-official.net/houkoku20241002/> (2024

- 年12月5日閲覧)
- 6) 日野行介 (2023) 『情報公開が社会を変える——調査報道記者の公文書道』(筑摩書房)、日向咲嗣 (2024) 『「黒塗り公文書」の闇を暴く』(朝日新聞出版)などを参照。
 - 7) G7市民社会コアリション2023『G7市民社会コアリション2023活動報告書』(2023)、pp.35-36
 - 8) 特定非営利活動法人名古屋NGOセンター「なごや地球ひろば施設利用不承認に関する公開質問状について」、<https://nangoc.org/2024/11/21/koukai/> (2024年12月5日閲覧)
 - 9) CIVICUS, <https://www.civicus.org/> (2024年12月5日閲覧)
 - 10) CIVICUS Monitor, <https://monitor.civicus.org/> (2024年12月5日閲覧)
 - 11) CIVICUS Monitor, “The CIVICUS Monitor upgrades Japan's civic space to "Open" as civil society operates freely”, 4 December 2024, https://monitor.civicus.org/press_release/2024/japan/ (2024年12月5日閲覧)
 - 12) *ibid.*
 - 13) CIVICUS, “Japan: Press freedom ranking drops while new law passed to remove defamatory online posts”, <https://monitor.civicus.org/explore/japan-press-freedom-ranking-drops-while-new-law-passed-to-remove-defamatory-online-posts/> (2024年12月5日閲覧)
 - 14) CIVICUS, “Japan: Local governments restrict journalists while union members sacked following strike”, <https://monitor.civicus.org/explore/japan-local-governments-restrict-journalists-while-union-members-sacked-following-strike/> (2024年12月5日閲覧)
 - 15) CIVICUS, “Japan: Multiple protests in solidarity with Palestine as well as anti-militarisation protests in Okinawa”, <https://monitor.civicus.org/explore/japan-multiple-protests-in-solidarity-with-palestine-as-well-as-anti-militarisation-protests-in-okinawa/> (2024年12月5日閲覧)
 - 16) CIVICUS, “Japan: Protests mobilised to oppose militarisation, gender inequality and revisions to the immigration law”, <https://monitor.civicus.org/explore/japan-protests-mobilised-to-oppose-militarisation-gender-inequality-and-revisions-to-the-immigration-law/> (2024年12月5日閲覧)
 - 17) CIVICUS, “UN body raises concerns about laws restricting press freedom and stifling of protests while foreign journalists in Japan face threats”, <https://monitor.civicus.org/explore/un-body-raises-concerns-about-laws-restricting-press-freedom-and-stifling-protests-while-foreign-journalists-japan-face-threats/> (2024年12月5日閲覧)
 - 18) CIVICUS, “People Power Under Attack 2024”, <https://civicusmonitor.contentfiles.net/media/documents/GlobalFindings24.pdf> (2024年12月5日閲覧)
 - 19) The International Institute for Democracy and Electoral Assistance, <https://www.idea.int/> (2024年12月5日閲覧)
 - 20) The Global State of Democracy Initiative, <https://www.idea.int/g sod/g sod> (2024年12月5日閲覧)
 - 21) The International Institute for Democracy and Electoral Assistance, “Global State of Democracy Indices: Japan”, <https://www.idea.int/democracytracker/country/japan> (2024年12月5日閲覧)
 - 22) Reporters Without Borders, <https://rsf.org/> (2024年12月5日閲覧)
 - 23) Reporters Without Borders, “Press Freedom Index - Japan”, <https://rsf.org/en/country/japan> (2024年12月5日閲覧)
 - 24) Asia Centre, <https://asiacentre.org/event/9th-international-conference-shrinking-civic-space-in-asia-stories-of-resistance-and-pushback/> (2024年12月5日閲覧)
 - 25) Asia Centre, <https://asiacentre.org/> (2024年12月5日閲覧)
 - 26) Radio Taiwan International, <https://www.rti.org.tw/> (2024年12月5日閲覧)
 - 27) Observer Research Foundation, <https://www.orfonline.org/>
 - 28) Asia Centre, International Center for Not-for-Profit Law, “PANDEMIC GOVERNANCE & CIVIC FREEDOMS: Best Practices from Japan”, <https://www.icnl.org/wp-content/uploads/Japan-pandemic-report-final-2023.pdf> (2024年12月5日閲覧)
 - 29) The International Center for Not-for-Profit Law, <https://www.icnl.org/> (2024年12月5日閲覧)
 - 30) Council for Asian Liberals and Democrats, “Asian Political Leaders Raise Alarm on Shrinking Civic Space”, <https://cald.org/asian-political-leaders-raise-alarm-on-shrinking-civic-space/> (2024年12月5日閲覧)
 - 31) Asia Centre, <https://asiacentre.org/event/10th-international-conference-ai-and-governance-in-asia-civil-society-democracy-and-media/> (2024年12月5日閲覧)

企業とNGOの「有意義な対話」に向けた取り組み

中尾 洋三、土井 陽子

(特活)国際協力NGOセンター THINK Lobby

1. ビジネスと人権で求められる 企業の対応と「対話」

企業による事業のグローバル化が進むにつれ、企業活動が世界中で人権や環境に多大な影響を及ぼしている。企業のバリューチェーン全体を見渡すと、自社や取引先の労働者の権利侵害、環境汚染による地域住民の健康被害、開発による先住民族の土地収奪や地域住民の強制退去、製品・サービスによる消費者の安全の権利の侵害、気候変動への影響などの深刻な問題が浮かび上がる。

近年、国際社会では、企業が事業活動を通じて与える人権への負の影響に対する責任がますます重視されるようになってきている。企業がこうした影響に対処する責任を持つことを明確にしたのが、2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則¹⁾」である。この指導原則は、企業が「人権デュー・ディリジェンス」を通じて人権への負の影響を特定し評価して、予防・軽減・是正に努めることを求めている。これまで企業の社会的責任として求められてきた企業活動の透明性と倫理性への対応の中で、企業の人権尊重責任がさらに強調されるようになった。

2020年に日本政府が「ビジネスと人権に関する国別行動計画」を発表し、各省庁での動きが進んでいることも後押しして、日本においても近年、ビジネスと人権の分野への関心が高まっている。2023年7～8月には、国連ビジネスと人権ワーキンググループが初めて来日し、日本における指導原則の実施状況および課題について調査した。同グループは東京、大阪、愛知、北海道、福島などを訪問し、政府・自治体関係者、企業、市民社会組織、業界団体、労働組合、労働者、学者、弁護士、国際機関などと面談・協議を行った。その報告書²⁾が2024年5月28日に発表され、6月26日に開催された人権理事会で報告された。ワーキンググループがさまざまなステークホルダーに聞き取りを行った結果を反映し、報告書は日本が抱えるビジネスと人権に関する幅広い課題を指摘している。

報告書では、日本国内においてリスクに直面しているグループとして、女性、性的マイノリティ、障害者、マイノリティグループと先住民族（アイヌ民族、在日コリアン・在日中国人、被差別部落出身者を含む）、子ども、高齢者があげられている。また、懸念されるテーマ別分野として、健康・気候変動・自然環境（福島第一原発事故やPFASによる水の汚染の問題を含む）、労働者の権利（労働組合、長時間労働、移住労働者と技能実習制度の問題を含む）、メディアとエンターテインメント業界、バリューチェーンと金融規制が取り上げられた。

国外においては、サプライチェーンにおける人権侵害と日本企業のつながりが指摘されている。強制労働や児童労働、先住民族の土地の収奪や住民の強制退去、水や大気などの環境汚染や健康被害などがあげられる。また、人権や環境を守るために声を上げる活動家の弾圧に日本企業がサプライチェーンでつながる可能性も指摘されている。

企業が製品・サービスを生み出し顧客や消費者に提供するまでの過程を見ると、原材料の調達から加工・製造、販売といったそれぞれの過程が国内外でつながっている。事業のグローバル化や移住労働者の増加などに伴い、企業が与える人権や環境への影響の範囲が広がっており、その影響が見えにくくなっている一方で、人権・環境に影響を受けた人びとが救済を求める声は大きくなってきている。

指導原則の原則18は、企業が、自社の事業活動によって与える人権への負の影響を特定して評価することを求めている。そのためには、「潜在的に影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーとの有意義な協議」を行うことが必要である。「人権への影響を正確に評価」するためには、「ステークホルダーと直接協議することによって潜在的に影響を受けるステークホルダーの懸念を理解するように努めるべき」であるとしている。また、こうした直接の協議が難しい場合には、「市民社会組織の人々や人権活動家などを含む、信頼できる独立した専門家との協議」を適切な代替策として示している。企業

が人権や環境に与える負の影響に対処するためには、影響を受けるステークホルダーのうち、特にライツホルダー（権利保持者）、もしくはそうした視点を持つNGOや活動家などの専門家との対話・協議が必要になるということである。ところが、人権への負の影響に対処するための企業とNGOの対話・協議の好事例は多くないというのが現状である。

II. なぜ企業とNGOの「有意義な対話」が進まないのか

「有意義な対話」が進まない理由は企業側・NGO側双方に多岐にわたって存在する。

1. 企業側の課題

まず、企業側の課題としては、以下の点が挙げられる。

(1) 人権リスクの可視化の難しさ

環境問題においては、企業は自社の事業活動による負の影響が、どこでどれだけ発生しているかを定量的に把握することができる。CO2の排出量をはじめ、空気や水の汚染状況、あるいは熱帯雨林の伐採の実態など、企業は可視化されたデータを使って、環境に対する影響評価を実施し、その対策と効果測定を行うPDCAサイクルを回すことができる。しかし、人権問題については、可視化された客観的なデータの取得が困難なため、事業活動が与える負の影響は、事業活動に関わる多くの人々との対話などの手法を通じてしか把握することができない。それにもかかわらず、この対話というプロセスの重要性を十分に認識していない企業が多い。

(2) CSR監査と人権デュー・ディリジェンスの混同

企業はしばしば、サプライヤーへのアンケート調査やCSR監査を実施することで、人権デュー・ディリジェンスを行ったと誤解している。しかし、これらは顕在化した人権侵害リスクの現状把握レベルに留まるに過ぎない。それに対して人権デュー・ディリジェンスは、指導原則が求める潜在的な人権リスクの洗い出しとその対策を通じて、人権侵害の予防まで行うものだ。その違いを理解すれば、自ずと誰とどのような目的で対話を持たなければならないかが明確になる。さらに、今まで対象としてこなかったライツホルダーやその周辺で支援活動を行っているNGOや労働組合などとの対話を持たなければ、潜在的なリスクは見えてこないことが理解できるだろう。

(3) 対話の目的が不明確

対話の目的を「ステークホルダー、特にライツホルダーの懸念を理解し、解決策を共に考える場」とするべ

きところ、対話の目的が明確になっていないため、相手に対して対話に必要な十分なインプットができず、結果的に一般論に終始し、有意義な対話になっていないことが多い。

(4) NGOとの連携経験が少ない

企業やNGOも人々の人権侵害の予防や救済という同じ方向に向かって取り組みを進めており、機能やアプローチの方法が違う独立した組織であっても、そこでの対話は対等な立場のパートナーシップに基づくものでなければならない。しかしながら企業側に、そのような連携の経験が少ないことから、NGOをコンサルタントや下請け業者と同じように捉え、自分たちが考えるべき答えを与えてもらえるものだと思込んでいるケースが少なくない。このような認識のずれが、対話を形骸化させている。

2. NGO側の課題

一方、人権侵害の被害者を救済するために取り組んでいるNGO側にも以下のような課題がある。

(1) 企業の視点への理解不足

企業の事業構造や経営上の制約、ビジネスロジックを十分に理解しないまま、対立的なアプローチを取るケースがあり、企業が対話に消極的になる要因となっている。

(2) 共通言語の欠如

NGOも「指導原則」への理解を深め、これを企業側との共通言語として使うべきである。企業活動がどのように人々に負の影響を与えて、人権侵害に至っているのか、企業視点でその原因を指摘すれば、企業側を対話のテーブルに乗せやすくするとともに、経営リスクの視点から取組みを促すように働きかけることができるが、現状ではNGO側の理解が十分とは言えない。

III. 企業がNGOと「有意義な対話」を進めるためには

「有意義な対話」を進めるために、企業はNGOをどのように認識すべきだろうか。企業とNGOの関係はパートナーシップであると述べたが、この関係性を企業関係者にとってなじみのある表現に例えて説明してみたい。企業にとって、市場の実態を理解するには、その市場の顧客を知る必要があるというのが基本である。そして企業から見たNGOの強みは、自社で得られない現場の顧客情報を持っていることである。つまり、企業にとってのNGOとは、現場の顧客の詳しい情報を持っている重要な「お取引先」的な存在であると位置づけてみるとよ

いだろう。「お取引先」であるNGOからの確な情報を得るためには、普段からNGOのホームページを閲覧したり、イベントに参加したりして考え方や取り組み内容を理解するとともに、人的・物的な活動支援を行うことで関係性を高めておく必要がある。また、自社の事業内容について、積極的に情報のインプットを行い理解してもらうことで、企業が必要としている具体的な情報を得ることができる。さらに、1つのNGOだけでなく、他の地域で活動しているNGO等も紹介してもらうことで、より適切なアドバイスを得ることもつながる可能性がある。そうして得られた結果をNGOにフィードバックしながら、双方向で情報交換を継続的に行うことが信頼構築のために重要である。

具体的に対話を実施するにあたっては、まず事業全般の人権侵害リスクの評価を行い、優先度の高い人権侵害リスクがどこにあるのかを明確にしておく必要がある。そのリスクはどこの・誰の・どのような人権侵害リスクなのかという仮説を立て、普段から関係性を持っているNGOにその仮説の妥当性についての意見を求めるとともに、該当するライツホルダーの実情に詳しいNGOを紹介してもらい、対話を実施するとよい。対話の中では、人権侵害リスクの情報提供を受け一方で、そのリスクに負の影響を与える事業活動の実態と負の影響の軽減策についての仮説提案に対する意見をもらうことが建設的な意見交換につながり、企業の独りよがりにならない、よりよい解決方法につながる双方にとっての有意義な対話になっていくものと考えられる。

IV. 「対話」を促進するためのJANICの取り組み

JANICは、企業とNGOが対等なパートナーシップを構築し、「有意義な対話」を実現するための様々な取り組みを行っている。以下に主な活動を紹介する。

1. 対話促進ツールの開発

JANICは、市民社会の立場から、政府やビジネスセクターに対し、責任ある企業行動の重要性について働きかけている。そこで、JANICの調査提言部門THINK Lobbyでは、企業の行動指針を示し、ステークホルダーとの対話を推進するためのツールキットとして、「公正な社会の実現に向けた対話のためのチェックシート」をガイダンスとセットで作成した。

(1) チェックシートの概要と構成

このチェックシートは、指導原則およびSDGsゴール16「平和と公正をすべての人に」を軸としており、企業が自らの人権リスクを評価し、対話を進めるための具体的な指針を提供するものである。企業が以下の5つの評価テーマに基づいてExcel形式のチェックシートで自己評価を行えるよう設計されている：

1. 公正な社会の実現に向けたコミットメント
2. コミットメント実現のための推進体制づくり
3. コミットメント実現のための社内コミュニケーション
4. コミットメント実現のためのサプライチェーンにおけるコミュニケーション

表1：チェックシートの5つの評価テーマと評価項目

「公正な社会の実現に向けた対話のためのチェックシート」の5つの評価テーマと評価項目

1. 公正な社会の実現に向けたコミットメント	1.1 公正な社会の実現に向けたコミットメントを表明している (1) ステークホルダーの人権尊重 (2) 自社特有の人権リスクへの対応 (3) ステークホルダーのDEI&Jの尊重 (4) 環境への権利の尊重と脱炭素社会への公正な移行 (5) 汚職贈賄の防止 (6) 適正な納税 (7) 適正な政治活動 (8) 国際規範に沿った法の支配の尊重 (9) ステークホルダー、特にライツホルダーとの対話 (10) 負の影響を受けた人々に対する救済へのアクセス	4. コミットメント実現のためのサプライチェーンにおけるコミュニケーション	4.1 サプライヤーにおけるコミットメント実現のための社内教育・研修を要請している
	2. コミットメント実現のための推進体制づくり		2.1 コミットメント実現のための責任者・推進体制が明確になっている
3. コミットメント実現のための社内コミュニケーション		3.1 コミットメント実現のための社内教育・研修を行っている	5. コミットメント実現のためのステークホルダー、特にライツホルダーとの対話・エンゲージメント（従業員・取引先・政府・地域社会・消費者等）
	3.2 コミットメント実現のために声を上げる仕組みがある	5.1 自社が与える人権・環境への負の影響を把握し、影響を受けるライツホルダーを特定する（従業員・取引先・地域社会・消費者等）	
	3.3 コミットメント実現のための社内文化を醸成している		5.2 影響を受けるライツホルダー、またはライツホルダーを代表するグループ等と対話する（従業員・取引先・地域社会・消費者等）
			5.3 関連するステークホルダーと連携する（政府・業界団体・他企業等）
			5.4 影響を受けるライツホルダーおよび関連するステークホルダーに対する情報公開

- Excel形式のチェックシートで自己評価を行います。
- 5つの評価テーマ、40の評価項目を含んでいます。
- 評価基準（○△×）はチェックシートに記載しています。
- 先進事例を参照することができます。

5. コミットメント実現のためのステークホルダー、特にライツホルダーとの対話・エンゲージメント
これらのテーマの下に、14の中項目と実際の評価項目となる40の小項目を設定している。また、それぞれの項目に対応できていると評価できる企業の取り組み事例を一例として提示することで、期待される行動がわかるように工夫している。

(2) ライツホルダーとの対話の重要性

評価テーマ5のステークホルダー／ライツホルダーとの対話・協議では、自社が与える人権・環境への負の影響を把握し、影響を受けるライツホルダーを特定して対話を行い、負の影響を把握して、その予防・軽減、是正・救済のための対応を情報公開しているかを確認している。

対話すべきライツホルダーには、自社の従業員だけでなく、自社の拠点・工場等周辺の地域住民、サプライヤーや下請事業者等の自社の取引先や顧客の従業員・労働者、さらに、サプライチェーンの労働者、消費者等、バリューチェーン全体で影響を受ける人々を含めている。特に、国際人権基準等で脆弱な立場に置かれやすいとされる人々（女性、子ども・若年者、高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国籍の人々、非正規労働者、移住労働者、環境活動家・人権擁護活動家、紛争地域の人々等）を考慮することを求めている。

また、チェックシートでは、特定したすべてのライツホルダーに対して、理解できる言語で利用できる相談・通報窓口を設置して利用方法を周知しているか、そうした窓口を含むグリーバンス・メカニズム（苦情処理メカニズム）の設置・運用・見直しにおいて、影響を受けるライツホルダー、またはライツホルダーの視点を持つグループ等と対話をしているかを確認している。

ライツホルダーが受ける人権・環境等への負の影響が社会的・経済的構造によるものであることを鑑みて、チェックシートでは、ライツホルダーと対話するだけでなく、そうした構造的問題に対処するため、ライツホルダーへの負の影響を防止・軽減する影響力を持つステークホルダーを特定して連携しているかを確認している。

(3) チェックシートの活用と期待される成果

チェックシートを活用することで、企業はコミットメントの表明から推進体制づくり、社内外のコミュニケーションを進め、ステークホルダー／ライツホルダーとの対話を重ねながら、取り組みのステージを進めていくこ

とができる。評価テーマ5にある、自社が与える人権や環境への影響を把握し、防止・軽減・是正につなげるための「有意義な対話」においては、評価項目1～4の対応状況を対話相手となるステークホルダー／ライツホルダーに確認することが想定されるため、自社の現状を確認するツールとして活用することができる。また、市民社会組織からは、連携先企業が、人権や環境への負の影響を与えていないかを確認するためのツールとしてチェックシートを活用したいという声が届いている。

2. 対話の場の提供

JANICは、企業とNGOとの連携を促進するため、NGO正会員および企業会員を対象に定期的な勉強会と交流会を開催している。これらの場では、NGOの支援現場におけるライツホルダーの直面する課題について最新情報を共有するとともに、NGOと企業による対話の実践事例を紹介しあい、具体的な課題に対する解決策を議論し、セクターを越えた相互理解と信頼関係の醸成を目的としている。

3. 企業向け研修プログラムの実施

企業向けに、ビジネスと人権に関する研修や経営陣向けのダイアログ（対話）なども実施している。また、コンサルティング企業との業務提携により、市民社会側からの知見や、JANICのネットワークに基づく情報およびリソースを提供している。

V. 有意義な対話をもたらす未来

企業のサステナビリティの取り組みの情報開示を見ると、「ステークホルダーエンゲージメント」として関連するステークホルダーとの対話実績を公開している大手企業が増えている。しかし、こうした対話を単なる形式的なものに終わらせず、人権に負の影響を受けるライツホルダーにとって救済につながる真に「有意義」なものとするのが重要である。

企業が事業活動を通じて与える人権や環境への負の影響を予防・軽減し、対話を通じてステークホルダーとの信頼関係を築くことは、持続可能な社会の基盤となる。JANICは、「有意義な対話」を通じて企業が真に社会的責任を果たせるよう、市民社会組織、政府、アカデミアなどとも連携しながら、セクター間の橋渡し役としてサポートを続けていく。

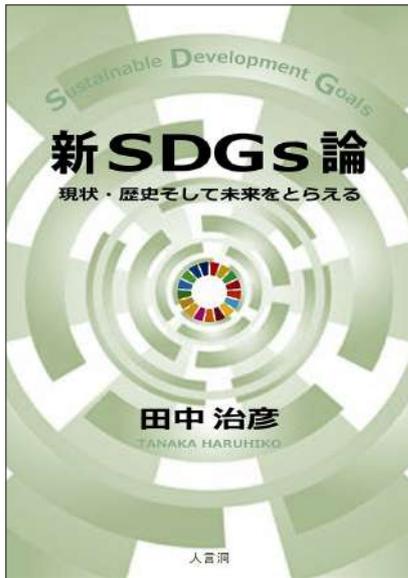
- 1) ヒューライツ大阪HP 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」日本語訳 <https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ungp/> (2024年10月31日) human rights and transnational corporations and other business enterprises (2024年5月1日) <https://documents.un.org/doc/undoc/gen/g24/068/47/pdf/g2406847.pdf> (2024年10月31日)
- 2) Visit to Japan - Report of the Working Group on the issue of

田中治彦 著
『新SDGs論—現状・歴史そして未来をとらえる』(2024)

重 田 康 博
宇都宮大学

はじめに

2015年に「持続可能な開発目標（以下、SDGs）」が国連で発表されて以来、日本では1000冊を超える関連書籍が出版されている。本書『新SDGs論』の著者である田中治彦は、SDGsの発表直後から、『SDGsと開発教育』(2016)¹⁾や『SDGs資料集—持続可能な開発目標を学ぶために』(2017)²⁾をまとめ、SDGs普及に先駆的に取り組んできた。そして、本書『新SDGs論』は、SDGsの歴史的な意義を説明しつつ、現状の分析と未来への展望を示している。本稿では、本書の目次を紹介し、その意義と課題について評者の考えを述べる。



目次

第一部 SDGsのルーツを探る

- 第1章 SDGs（持続可能な開発目標）とは何か？
- 第2章 持続可能な開発（SD）とは何か？
- 第3章 ミレニアム開発目標（MDGs）
- 第4章 ESD・地球市民教育

第二部 グローバル課題の戦後史

- 第5章 戦後4つのグローバル課題

- 第6章 南北問題—開発と援助
- 第7章 環境問題—公害と熱帯林
- 第8章 人権問題—「誰一人取り残さない」
- 第9章 東西問題—核と平和

第三部 SDGsの未来

- 第10章 2030年以降のグローバル課題
- 第11章 SDGsを「自分事」に
<SDGs・グローバル課題関連年表>

1. 本書の意義

1. SDGsの過去から現在・未来への包括的な分析

本書の第1の意義は、SDGsの過去から現在、そして未来への展望をコンパクトに読みやすくまとめている点にある。著者はこれまで、『南北問題と開発教育—地球市民として生きるために³⁾』（1994）、『国際協力と開発教育—「援助」の近未来を探る』（2008）、田中治彦編著『開発教育—持続可能な世界のために』（2008）、田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編『SDGsと開発教育』（2016）などの著作を通じて、開発教育を軸にグローバル問題を追究してきた。本書ではこれまでの知見を集約し、特に、「第一部 SDGsのルーツを探る」では、SD、SDGs、MDGsの解説に続いて、「ESD・地球市民教育」を取り上げている。国際理解教育、平和教育、開発教育、環境教育、人権教育、ESD（国連・持続可能な開発のための教育）、地球市民教育、グローバル教育など、グローバル課題やSDGsと日本の教育の関係性に触れている点だが、開発教育・国際理解教育・ESD活動に長年関わってきた著者らしい、本書の特徴の一つであるといえる。

2. 戦後のグローバル課題の整理

第2の意義は、戦後のグローバル課題を「南北問題」「環境問題」「人権問題」「東西問題」の4つに整理した点である。これらはすべてSDGsの17目標とつながっている。この4つの問題とも大変重要であるが、解決はなかなか難しい。それは、どれも世界の国々の政治や経済

の問題が広く深く関わっているからである。例えば、人権問題は、1948年に国連で採択された「世界人権宣言」からグローバル課題として認識され（p.78）、以後様々な国連会議を経て、1979年「女子差別撤廃条約」採択、1989年「子どもの権利条約」採択、2007年「先住民族の権利に関する宣言」採択に結びついている。そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、先住民族、移民、難民などの権利を保障するための国際的な枠組みが様々な困難を経て構築された。これらの動きが2015年に採択されたSDGsの「誰一人取り残さない」のメッセージに込められている。著者によると、SDGsの17目標の中でも、目標5「ジェンダー平等を実現する」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、目標16「平和と公正をすべての人に」は、すべて人権擁護の原則につながっている（田中、pp.129-130）。

3. 未来への提案

第3の意義は、2030年以降のグローバル課題を予測し、SDGsを「自分事」として捉えるためのヒントを提示している点にある。

著者は、人口、生物多様性、気候変動、貧困・格差問題などに加え、不確実で予想困難な課題として、災害や生成AIについても取り上げている。また、SDGsを「自分事」では、SDGs達成のために節約やリサイクルだけでなく、学校教育や市民団体による社会教育活動をいくつか紹介している。特に、「孤立と居場所」の議論は、筆者が強調していることである。筆者は、移民などを含めすべての若者が孤立しないよう、「多文化共生」を一つの大きなテーマとして、SDGs実現のための「誰にでも居場所がある世界づくり」を提案している（田中、pp.172-175）。

II. 今後の課題

次に、本書の課題について考察したい。

1. SDGsへの批判と現実との乖離

第1の課題は、SDGsに対する批判と現実との乖離である。

著者の田中は、SDGsの実施状況におけるいくつかの問題点を挙げている。例えば、企業がSDGsを標榜しながらも実際にはその理念に反する行動を取る「SDGsウォッシュ」、政府や地方自治体が従来の施策や事業を寄せ集めてSDGsの名の下に再パッケージ化する「タグ付け」の問題、さらには気候変動に関する先進国と途上国

の利害対立が地球サミット以降も続き、国家間の対立を深めている現状である。これらを踏まえ、著者は「持続可能な開発は可能なのか」という根本的な問いを提起している（田中、pp.170-172）。

しかし、評者が抱いているのは、そもそもSDGsは世界や日本に本当に浸透しているのかという疑問である。最近の世界の潮流として、米国のトランプ大統領による「本国第一主義者」、英国のEU離脱（Brexit）、欧州での反移民政策や右翼政党・議員の台頭といった動きがみられる。これらは、SDGsが掲げる「誰ひとり取り残さない」という理念や、SDGsの17の目標とは正反対の流れである。

さらに国連ユネスコによる国際理解教育やESD、欧米でのグローバル教育、英国の開発教育やGlobal Learning、EU諸国の多文化共生教育などが長年推進されてきたにもかかわらず、欧米の一部ではこれらの取り組みに逆行する動きが広がっている。具体的には、多文化共生や多様性の思想や実践を否定し、難民・移民・女性・子ども・障がい者といった社会的弱者を排除するような人権問題や反DEI問題（多様性・公平性・包括性に対する批判）が浮上している。また、気候変動枠組み会議においても、国家同士の対立や条約からの離脱が繰り返されている状況である。

こうした背景を踏まえ、長年実施されてきたこれらのグローバル問題解決のための政策や教育活動が、果たして社会の変化や人々の意識にどのような影響を与えてきたのかを改めて問う必要があるのではないだろうか。

2. 格差と分断の拡大

第2の課題は、世界および日本における格差と分断の拡大である。2024年は、世界各地で総選挙が行われた年であった。それぞれの国でSNSが選挙戦に活用され、米国ではトランプ大統領が再び当選を果たし、既存のメディアへの批判を強調する一方で、ミレニアル世代を中心とした若者層が気候変動問題を支持し、大学キャンパスなどでトランプ大統領やイスラエルによるパレスチナ攻撃に抗議する運動を展開するなど、社会の分断がさらに顕在化した。日本でも、安全保障環境の悪化が続くのか、政治や経済の停滞が目立ち、社会全体が「ブアージャパン」と呼ばれる不安定な状態になりつつある。高齢者の孤立、シングルマザーや子どもたちの貧困、格差や差別の広がりが社会の課題として深刻化している。さらに、SNSでは難民や在日外国人へのヘイトスピーチや誹謗中傷が蔓延し、SDGsが掲げる理念や目標と逆行する現象が見られる。世界や日本ではかつてない「格差」や「分断」が始まる可能性がある。

持続可能な開発ソリューションネットワーク (SDSN) による「持続可能な開発報告書2024 (The Sustainable Development Report 2024)」は、SDGsの目標が2030年までに達成されるのは困難であると指摘している。同報告書では、先進国と最貧国の経済格差や、富裕層と最貧困層の所得格差が一層拡大していると述べられている。また、2015年から2023年の間に、高所得国と低所得国間のSDGs達成格差も拡大傾向にあるという (SDGsジャパン・大橋コメント、2024年)。さらに、国際NGOオックスファムの2024年報告書 (「Inequality Inc.」) では、世界的な不平等 (グローバル・ノースとグローバル・サウスの格差) が25年ぶりに拡大し、物価の上昇が追い打ちをかけている。2020年以降、世界の5人の億万長者が財産を2倍以上に増やす一方で、世界で50億人がより貧しくなったと指摘している。

このような格差や分断の拡大に対し、私たちは危機意識を持たなければならない。そして、これらの問題に対応するために、私たちは今後どのような社会的セーフティネットを構築し、あと6年に期限が迫ったSDGsの実現を目指していけば良いのだろうか。

おわりに

以上本稿では、『新SDGs論』の書評として、本書の目次を紹介し、その意義と課題について考察した。本書は、長年開発教育とESDの分野に従事してきた著者による労作であり、単なるリサイクルや節約ではないSDGsの理念と実践を学びたいと考える大学生や入門者向けに

書かれたものである。しかし、その内容は入門書にとどまらず、南北問題、グローバル課題、グローバル教育の歴史の変遷を丁寧に解説した理論書であり、同時に実践書でもある。SDGsやグローバル教育に関心のある若者や実践者は、改めて本書を読んでSDGsの現状と未来について考えてもらいたい。

最後に、評者は戦後の世界が南北問題からグローバル化の問題へと変化し、現在は「プアー・ジャパン」とグローバル・サウスの時代を迎えていると考えている。開発問題や貧困問題について、日本国内の課題と世界の課題をより相対化しながら考えていくことが必要な時代になっている。SDGsを進める企業やNGOsが増加する中で、「内向き」の日本をどのように「外向き」に変えていくか、特に若い世代の「外向き」志向を育てることが重要である。

その一方、中国、インド、南アフリカなど一部の国々ばかりがグローバル・サウスとして注目される中、そこから漏れているアフリカ以南の諸国や南アジア諸国の貧困・飢餓・人権侵害などを見逃してはならない。

2030年までのSDGs達成が困難と言われる中で、世界や日本において、本書が提示するポストSDGsや「居場所」づくりといった課題に対して、私たちは残り約6年間で何に取り組むべきか、複眼的思考で考え、継続的に取り組んでいくことが求められている。本書がそのためのヒントを提供するだけでなく、今後ポストSDGsの担い手たちにとって、グローバルな課題の解決に向けた行動を促すきっかけになるに違いない。

- 1) 田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編著 (2016) 『SDGsと開発教育』(学文社)
- 2) 上智大学総合人間科学部教育学科 (2017) 『SDGs資料集—持続可能な開発目標を学ぶために』
- 3) 田中治彦 (1994) 『南北問題と開発教育：地球市民として生きるために』 亜紀書房

参考文献

- 重田康博、真崎克彦、阪本公美子編著 (2019) 『SDGs時代のグローバル開発協力論—開発援助・パートナーシップの再考』 明石書店。
- 田中治彦 (2024) 『新SDGs論—現状・歴史そして未来をとらえる』 人言洞。
- SDGs市民社会ネットワーク (2024) 『基本解説 そうだった

のか。SDGs 2025—誰一人取り残さない。我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダから、改訂版日本の実施指針まで一』。

(インターネット)

- Oxfam International (2024) Inequality Inc., <https://www.oxfam.org/en/research/inequality-inc> (2024年7月16日閲覧)
- Sustainable Development Solutions Network (2024) The Sustainable Development Report 2024, <https://files.unsdsn.org/sustainable-development-report-2024.pdf> (2024年7月16日閲覧)
- SDGs市民社会ネットワークウェブサイト「SDSN『持続可能な開発報告書2024』へのコメント」(2024年6月25日) <https://www.sdgs-japan.net/single-post/sdr2024> (2024年7月16日閲覧)

藤田早苗 著
『武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別』（2022）
～権利の主体となるために～

小 川 玲 子

千葉大学社会科学研究院



『武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別』
藤田早苗著・集英社新書

私たちの日常にはいじめや虐待、ハラスメントや差別などの暴力があふれており、テレビをつければ、戦争や貧困などのニュースが飛び込んでくる。しかし、私たちはこれらの問題を人権の視点で考えたり、身近な問題を人権と結び付けて考えたりしているだろうか。

基本的人権の尊重は、国民主権と平和主義と並んで日本国憲法の3つの基本原理の1つである。憲法第11条には基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と書かれている。しかし、憲法に書かれていても、人権が侵害されたときにそれを回復するシステムがなければ、人権は絵に描いた餅で終わってしまう。本書は国際人権の観点から日本の人権を捉え、一人一人が権利の主体として国際人権基準と国際人権システムを使いこなすための知識がまとめられている。

本書の意義は、第1に人権を日本の問題として捉え、私たち一人一人が権利の主体となるための知識を提供している点である。大学で学生と接していると、日本には

人権侵害も差別もないと信じている層が一定数いることに気づかされる。SNSからしか情報を得ない若い世代にとって、人権問題は遠い国の紛争地で起きていることであり、国内の貧困や差別は自己責任として捉えられてしまう傾向にある。本書は国際人権基準に照らした日本の人権状況を豊富な事例と共に描き出しており、日本社会を人権の視点で見ることの重要性を教えてくれる。

第2に、国際人権基準と人権保障システムについて最新状況を概説している点があげられる。日本においては、人権を保障するための制度的基盤が存在していないことに加え、国連の特別報告者や委員会による勧告が政府によって真摯に対応されていないという課題があると本書は指摘する。これでは人権が侵害された場合の救済手段は限られたものとなり、人権を擁護することはできない。市民社会は個別のテーマに基づいてアドボカシーを進めがちであるが、本書は国際人権を実現するための基本的な制度枠組みと、人権基準に関するグローバルスタンダードを提示している。

本書は2つのパートからなる。第1部（第1～2章）は「国際人権とは何か」と題する総論にあたり、人権概念と国連人権機関の役割について概説している。第2部は「国際人権から見た日本の問題」（第3～7章）と題して貧困、開発・経済活動、情報・表現、ジェンダー、入管収容について取り上げている。

第1章で著者は、日本では人権が「優しさや思いやり」と同一視されているが、人権の実現にはそれだけでは不十分であることを指摘する。たとえば、障害者が道を横断できずに困っていたとしたら、手を引いて渡れるようにするのは「親切」であり、それ自体は重要なことである。しかし、誰もが持っている人権を実現するためには、その人が能力を発揮できるよう政府が何らかの策を講じる義務を負う。具体的には、①尊重義務：人がすることを尊重し、不当に制限しないこと、②保護義務：人を虐待から守ること、③充足義務：人が能力を発揮できる条件を整えること、の3つが挙げられる。前掲の障害者の

例に即していうと、①は移動の自由を妨げない義務、②は危害を加えようとする第3者がいたとしたらそれを取り締まる義務、③は障害者に対するバリアフリー化を推進し、安心して移動できるよう支援する義務が政府にはあるということになる。

ところが、人権を「思いやり」と混同すると、相手が気に入らなければ無視しても良いということになる。日本では「共助」を強調することで政府の義務がおざなりにされ、自己責任論が強化され、権利が侵害された主体が声を上げにくくなる。

第2章は「国際人権をどう使うか」という本書の中心的なテーマである。国際人権とは、人権を保障するための国際的な条約、宣言、決議などによる規範と制度を指す。国内法との関係では、憲法98条2項は条約を「誠実に遵守する」ことを定めており、国が批准した条約は法的拘束力を持つ。コアとなる国際人権条約は9つあり、日本は移住労働者権利条約（1990）以外の8つを批准している。具体的には社会権規約、自由権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、子どもの権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約であり、これらの国際人権条約が政府の義務を規定している。

条約を批准すると、国内の法制度を条約の内容に合わせて改正することが求められ、監視機関である委員会によってその実施状況の審査が行われる。審査では政府からの報告と共に、市民社会からの報告書の提出が行われ、それに基づいて政府に対して様々な勧告が行われる。日本の市民社会も日本審査の際にはNGOレポートをまとめ、委員に対する情報提供を行っている。しかし、「誠実に遵守」されるはずの勧告の多くは、日本政府によって無視されてきており、建設的対話が成り立っていない。著者は、これを許してきた責任はメディアや市民社会の側にあり、私たちが人権機関の手続きや権限、役割について理解することが必要であるという。

さらに、日本の人権保障システムはいくつかの重大な瑕疵がある。第1に、政府が選択議定書を批准していないために、条約に認められた権利を侵害された個人が、委員会に直接訴えを起こす個人通報制度を使うことが出来ない。個人通報制度は自由権規約の173の締約国のうち117か国が導入しており、条約の完全実施においては不可欠である。第2に、国内人権機関は人権侵害を調査する政府から独立した国家機関であるが、日本には未だに存在しない。最後に、国連の人権理事会によって任命された特別報告者は独立性の高い専門家であり、国際人権基準に従って調査を行い、報告書を提出する。しかし、日本ではそもそも国連人権システムに対する理解が低いことから、メディアも特別報告者について取り上げず、

一般市民にも知られずにいるため、政府は無視し続けることが可能になる。

第2部は国際人権から見た日本の問題をテーマ別に取り上げている。貧困について扱った第3章では、貧困は物質的な欠乏に留まらず、「尊厳をもって生きる基本的な能力を欠いている状態」であり、「欠乏からの自由」は世界人権宣言や社会権規約、自由権規約に掲げられていることを指摘している。

第4章は、経済発展なしには人権を享受することは出来ないという「発展への権利」と、多国籍企業や開発機関などの非国家アクターが人権に与える影響について論じている。近年、大きく発展を遂げてきたのが2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」である。この枠組みは、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス、の3つの原則からなっており、それを実現するための行動計画を外務省が2020年に策定している。

第5章では、情報・表現の自由は基本的人権と民主主義にとって重要であり、他の人権にとっての基盤であるにもかかわらず、日本の現状は問題が多いことが述べられている。国際人権基準に照らした場合、情報への権利は「公開による損害と利益を比較考慮し、利益が大きい場合は秘匿情報でも公開しなければならない」のであり、その判断は独立機関が行うべきであるが、日本の情報公開法では開示拒否が可能である。さらにメディアには権力の暴走を監視する役割があるにもかかわらず、日本には報道に対する圧力が存在しており、民主主義にとって不可欠な情報へのアクセスが侵害されている。

さらに深刻さを増しているヘイトスピーチについては、2016年のヘイトスピーチ解消法では不十分であり、人種差別撤廃委員会（2014）、女性差別撤廃委員会（2016）、自由権規約委員会（2022）が繰り返し、反差別法の制定を勧告している。国際人権の観点からは、表現の自由の名のもとにヘイトスピーチ規制が出来ないのは理由にならないことが述べられている。

ジェンダーに関する第6章では、望まない性行為は性暴力であるというグローバルスタンダードと、性犯罪に対する偏見が明らかにされる。また、女性差別撤廃条約には個人通報制度が設けられているが、日本政府は度重なる勧告にもかかわらず、選択議定書を批准していない。

第7章では、入管収容の問題が取り上げられている。国連は恣意的拘禁を禁止しているが、入管は逃亡の危険性がなくても収容が可能であるという全件収容主義を取ってきた。入管法を国際人権基準に合致した内容にする勧告が国連から再三出されているが、いまだ実現して

いない。

本書で取り上げられている問題はどれも深刻である。2021年の日本の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円であり、貧困線に満たない世帯の割合（相対的貧困率）は15.4%であり（厚労省、2022）、日本の貧困率は先進国で最も高い。子どもの貧困は11.5%であり2018年と比べると改善されつつあるが、2023年の調査では子どもがいる世帯で「生活が苦しい」と答えた世帯は、2022年の54.7%から65.0%に急上昇している（厚労省、2023）。著者が指摘するように貧困の背景には社会権の軽視があり、欧米では政府が適切な生活水準と社会保障を確保する義務を怠ってきたことが貧困と不平等の拡大につながり、Brexitやトランプ政権の誕生に結びついてきた。貧困は人権侵害であるとの認識に立ち、政策アジェンダとして主流化されるべきである。

次に、ビジネスと人権の広がりには私たちにとって身近なところにも影響を及ぼしている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては「持続可能性に配慮した調達コード」が定められ、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品のすべてのサプライヤーに対してコードの遵守が求められた。また、2023年のBBCの報道に端を発した故ジャニー喜多川による性加害問題に対して最も迅速に対応したのは、日本政府でも当該ジャニーズ事務所でもなく、国連ビジネスと人権の作業部会であった。作業部会は2023年に訪日調査を行い、記者会見の様子はニュースやYouTubeで配信され、報告書を出版している（OHCHR、2024）。

情報と表現については、報道の自由度ランキングで日本はG7で最下位の70位であり、ジャーナリストは政府や企業からの圧力を受けており、責任を追及する役割が十分に果たせていないとされている（RSF、2024）。

ジェンダーについては2024年に、女性差別撤廃条約

委員会による日本政府の第9回報告書に対する審査が行われ、総括所見が発表された。女性の再婚禁止期間の廃止や性的同意年齢の引き上げなどの改正を評価する一方で、選択的夫婦別姓に対する4度目の勧告や緊急避妊薬へのアクセス、複合差別の問題などに取り組むことが強く求められている（ヒューライツ大阪、2024）。

入管収容については、難民認定に対するハードルの高さに加え、収容中の自殺やハンガーストライキ、医療へのアクセス、さらには入管法改正をめぐる問題などもあり、国際人権基準に沿った対応が必要である。外国人に対するレイシャル・プロファイリングや差別に対する対応も遅れていると言わざるを得ない。

最後に、今後の展望を述べたい。第1に、これまでの国連の勧告の中で実現したものとしなかったものの分析である。例えば、女性差別撤廃条約の批准により国籍法は男女両系主義に改正されたが、選択的夫婦別姓は4回の勧告にもかかわらず、法改正には及んでいない。国際人権条約の国内化にはそれぞれのダイナミズムが見られることから、そこにはどのような政治プロセスが働いているのだろうか。

第2に、国際人権を実現する原動力は何かということである。日本政府も企業も国際社会の一員として、国際人権のグローバルスタンダードを遂行しなければ、日本の経済活動は衰退し、留学生にも外国人労働者にも選ばれない国になろう。

国際人権は国際社会が創り上げた国際規範であり、国際協調を掲げる日本は、誠実に遵守することが求められる。私たちひとりひとりが国際人権を使いこなす能力と知識を身に着けることが、多様性を尊重する包摂社会を築く第一歩になるであろう。

参考文献

厚生労働省、2022、「2022(令和4)年国民生活基礎調査の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>、アクセス日2024年11月23日

厚生労働省、2023、「2023(令和5)年国民生活基礎調査の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/index.html>、アクセス日2024年11月23日

ヒューライツ大阪、2024、「国連女性差別撤廃委員会、第9回日本政府報告書に対する総括所見を発表（10/29）」、
<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/secti>

[on4/2024/10/1029.html](https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/secti)、2024年11月18日

OHCHR、2024、A/HRC/56/55/Add.1, "Visit to Japan – Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises", <https://www.ohchr.org/en/documents/country-reports/ahrc5655add1-visit-japan-report-working-group-issue-human-rights-and>、アクセス日2024年11月18日

Reporters without Borders (RSF), 2024, Japan, <https://rsf.org/en/country/japan>、アクセス日2024年11月18日

「多国間主義に基づく国際協力」は可能か？

THINK Lobby 編集長
重田 康博

JANIC/THINK Lobby ジャーナル第3号の主題は、「多国間主義とSDGsの後退を許すな」である。

今日の世界は、国家の分断、孤立、不寛容、難民・移民の排除、自国第一主義とポピュリズム、コロナ感染症拡大、大国の影響など、多くの課題に直面している。9.11以後、テロ事件、世界金融危機の発生等が続き、第2次世界大戦後、世界の多くの国が目指してきた、「多国間主義」が危機に陥っている。世界は混迷し「複合危機の時代」と言われ、世界経済フォーラム2024年1月年次総会（ダボス会議）では、「誤報と偽情報（Misinformation and disinformation）が最大の短期的リスクである一方、異常気象と地球システムの危機的変化が最大の長期的懸念である」と報告されている。このような世界の複合危機の短期的、長期的リスクを克服するために、「多国間主義に基づく国際協力」は可能なのだろうか。

本号座談会で、国連広報センター長の根本かおる氏は、2024年9月に開催された「国連未来サミット（Summit of the Future）」において「未来のための協定（Pact for the Future）」がまとまったことの意義を、「危機に陥っている多国間主義を崖っぷちから救うためにとても重要なことだった」（本誌「座談会」：4頁）と強調している。「未来のための協定」は、国連を中心とする多国間主義による国際協力の強化と持続可能な開発目標（SDGs）の達成を実現させるために、前文と5つの要素に分類される56の行動で構成されているが、THINK Lobby所長の若林秀樹氏は平和と安全に関する方針を決定する「グローバル・ガバナンス」、とりわけ「安全保障理事会」の改革が国連未来サミットの焦点であったという。

国連改革については、この20年間、安全保障理事会の常任理事国の拡大や拒否権が議論されてきたが、前進どころかむしろ後退している印象さえある。その中で今回アフリカの常任理事国を2カ国増やすこと、SDGs達成の資金ギャップを克服するためにIMF・世界銀行も含めた金融アーキテクチャー改革を国連のプロセスの中で取り組むことが提案されたことは注目できる。特に2002年から開催されてきた開発資金国際会議はこれまで大きな成果を出して来なかったが、今回の未来サミットにおいて、SDGsの資金確保に関する事項が、2025年6月開催の第4回開発資金国際会議（FFd4）で引き続き協議されることになったのは幸いであった。

現在のウクライナとガザの危機において、国連の働きかけがうまくいかない。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対し、米国は拠出金を停止した。国際刑事裁判所（ICC）は国連安全保障理事会の常任理事国から攻撃、圧力、脅迫を受けている。また、イスラエルのネタニヤフ首相への逮捕状請求を受けて、米国の下院はICC関係者に対する制裁法案を可決している。これは、国連の「多国間主義」に対する大国による冒険であるといえる。

国際政治学者E・H・カーは、名著『危機の20年』の中で国際政治の理想主義（ユートピアニズム）と現実主義（リアリズム）の相克を説き、理想主義と現実主義を踏まえた視点が必要であると述べている。座談会の中でJANIC代表理事の鬼丸昌也氏が市民社会の「理想主義」を貫く重要性を述べているが（座談会10頁）、今こそ市民社会は国際政治の現実主義を超えて多国間主義とSDGs実現の理想主義の追求を続けるべきである。

国連主導の「多国間主義に基づく国際協力」は、筆者が関わった『SDGs時代のグローバル開発協力論—開発援助・パートナーシップの再考』で紹介している全員参加型の「一本化された政策群」を追求する「グローバル開発協力」と共通点を有する。複合危機の時代には国連だけでなく、あらゆるアクターが参加する全員参加型の開発協力により、資金問題を克服し、グローバル開発協力の仕組みを構築することが求められる。

そして、「多国間主義」における市民社会の役割は、戦争のない平和と貧困のない公正な社会を実現するために、国連と共に「誰ひとり取り残さない」SDGs実現を目指して、ゴール17のグローバル・パートナーシップを求めていくことである。市民社会は、社会的弱者や貧困層を支えるために、多国間主義を下からボトムアップし、他のアクターとつながることができるからである。

次に、本号の内容を改めて俯瞰したい。

若林所長の巻頭挨拶では、2025年に設立80周年を迎える国連改革の期待が書かれている。若林は、「未来のための協

定」の「グローバル・ガバナンスの変革」に期待しているが、過去の夢物語で終わらせてはならないと力説している。

座談会では、国連広報センターの根本センター長、外務省の安藤課長、一ツ橋大学の市原教授、JANICの鬼丸理事長、司会の大橋JANIC政策アドバイザーを加えた5者の立場から多国間主義の諸問題と各セクターの役割について議論を行った。彼らの議論は多国間主義の危機に対して、国連未来サミットを経て、国連、外務省、大学研究者、市民社会の立場から、国際平和やSDGsの達成に対する現状と課題、またそれぞれの立場から何ができるかを語っている。本座談会は、多国間主義と国連未来サミットに関する最新の議論であり、非常に説得力のある興味深い内容になっている。

林の調査報告では2023年の開発協力大綱の改訂に伴い、経済安全保障の確保や経済的利益実現の観点から関連文章を分析し、今回の改訂が日本の開発協力政策の新たな転換点となっていることを指摘しているが、国際的責任としての途上国の貧困削減などの長期的視点やSDGs達成などに日本政府はどのように貢献するのであろうか。

高柳による調査報告は、ヨーロッパの極右政党がヨーロッパの国際開発協力にもたらす影響を整理しまとめている。ODA予算の削減、ODA政策やCSOパートナーシップの見直しについて触れ、特に、極右政党の排外主義がCSOとODAのパートナーシップに与える影響を危惧し、国際協力の価値を遵守していくことを望んでいる。

稲場のコラムはTICAD（アフリカ開発会議）を事例にして多国間主義の特徴や役割について検証している。TICADは、単なる「二者間サミット」ではなく、国連や世界銀行など他の関係機関を含めた多国間フォーラムとしてその役割を進化させている。特にアフリカや日本の市民社会の参画を評価する一方で、「脱植民地化」という言説を嫌う日本政府がアフリカの若者に向けて、どのような「出口」を提供するのかを問題提起している。

若林の活動報告は、2024年9月22日～23日にニューヨークの国連本部で開催された「国連未来サミット」への参加報告である。本報告は、未来サミット開催の背景、「未来のための協定」に関する解説、成果と課題がコンパクトにまとめられている。

堀内の活動報告は、まず2024年G7サミットに向けたC7市民社会の動きをまとめている。本報告を読むと、G7イタリアに向けたC7の動きがよくわかる。G7へ圧力をかける意味でも世界や日本の市民社会の参加は必須であり、継続的な参加が求められる。

堀内の二番目の活動報告は、SDGs達成と気候変動対策の資金のための開発資金国際会議への市民社会の動きが紹介されている。本会議と市民社会の動きが広く日本の市民に知られるようになり、2025年6月開催の第4回開発資金国際会議に向けた日本の市民社会の取り組みが強化されることが求められている。

堀内の三番目の活動報告は、アジアセンター主催の第9回国際会議「アジアにおいて縮小する市民社会スペース」への参加報告である。筆者も第7回、第8回に参加した本会議であるが、報告ではアジアの市民社会や2024年12月発表されたCIVICUS Monitorで5段階最上位の「開かれている（open）」と評価された日本の市民社会スペースの縮小について問題点が語られており、台湾の市民社会スペースの事例や、執筆者が登壇した「公衆衛生上の緊急事態における協力的ガバナンスの優良事例」が紹介され、次のパンデミックに備え、過去の経験から学ぶ教訓の必要性が指摘された。

中尾と土井による活動報告では、ビジネスと人権に関する企業と市民社会の「有意義な対話」の事例と課題が紹介されており、「対話促進ツールキット」等、両者対話を促進するための取り組みの重要性が述べられている。

重田の書評では、田中治彦著『新SDGs論—現状・歴史そして未来をとらえる』（2024）を取り上げている。本書は、長年開発教育に取り組んできた田中の労作であり、単なるリサイクルや節約だけではないSDGsの理念や、実践を学びたい大学生や入門者に是非読んでもらいたい一冊である。

小川の書評は、藤田早苗著『武器としての国際人権—日本の貧困・報道・差別』（2022）を取り上げている。小川は本書の意義として、人権を日本の問題として捉え日本人が権利の主体となる知識を提供していること、国際人権基準と人権保障システムの最新状況を概説している点をあげており、今後の課題として国連の勧告の中でも実現したものと実現しなかったものを分析し、国際人権を実現の原動力としてグローバルスタンダードを遂行することを求め、それが多様性を尊重する包摂社会を築く手掛かりになるとしている。

さて、最後に一言。昨年10月6日、日本政府の政府開発援助（ODA）は70周年を迎えた。政府は1987年にこの10月6日を「国際協力の日」と定め、1990年からは「国際協力フェスティバル（現グローバルフェスタJAPAN）」が開催されている。筆者も事務局として責任者の国際協力推進協会（APIC）の故松本洋氏の元で1990年に代々木公園で開催された第1回「国際協力フェスティバル」のシンポジウムやNGOブースの企画に参加した35年前の熱気を思い出す。複合危機の時代、単なる「想像人」から対話を仕掛ける「創造人」への変化が必要である。

また、あの感動的な英国のバンド・エイドによるDO THEY KNOW IT'S CHRISTMAS?, 米国のWE ARE THE WORLD/USA FOR AFRICAの発売、その後のLIVE AIDコンサートから40年が経過したが、世界平和はいまだに実現せず、アフリカの貧困、難民問題は解決されていない。今回同曲を再録音したLIVE AID提唱者のボブ・ゲドルフはNHKニュースのインタビュー（2024年12月18日放送）で「今求められているのは『共感』を生み出す力である」と答えている。市民社会は、現在の複合危機の時代に「共感」を求めて他のアクターや世界の人々となつなっていくことが求められる。

2025年は、第2次世界大戦終了80周年の記念すべき年である。THINK Lobbyはすべての人にオープンな市民社会シンクタンクであり、本誌は世界平和や貧困のない公正な世界を願う市民社会による研究成果を広く発表し、世界と共有する場である。是非多くの方に投稿を通じたご参加、ご協力、ご支援をお願い申し上げたい。

◆◆◆ THINK Lobby ジャーナル編集委員会 ◆◆◆

重田 康博（編集長）、大橋 正明、小川 玲子、高柳 彰夫、林 明仁

◆◆◆ THINK Lobby ジャーナル制作チーム ◆◆◆

若林 秀樹、芳賀 朝子、堀内 葵、木村 文、杉本 香菜子

◆◆◆ 執筆者／協力者一覧（掲載順） ◆◆◆

- 若林 秀樹 : (特活)国際協力 NGO センター 理事、THINK Lobby 所長
大橋 正明 : (特活)国際協力 NGO センター 顧問、恵泉女学園大学 名誉教授
安藤 重実 : 外務省国際協力局 地球規模課題総括課長
市原 麻衣子 : 一橋大学大学院法学研究科、同国際・公共政策大学院 教授
鬼丸 昌也 : (特活)国際協力 NGO センター 理事長、
(特活)テラ・ルネッサンス 創設者・理事
根本 かおる : 国連広報センター 所長
稲場 雅紀 : (特活)アフリカ日本協議会 共同代表・国際保健部門ディレクター
林 明仁 : 上智大学アジア文化研究所 客員所員
高柳 彰夫 : フェリス女学院大学国際交流学部 教授
堀内 葵 : (特活)国際協力 NGO センター シニアアドボカシーオフィサー、
THINK Lobby 副所長
中尾 洋三 : (特活)国際協力 NGO センター THINK Lobby コーディネーター
土井 陽子 : (特活)国際協力 NGO センター THINK Lobby コーディネーター
重田 康博 : 宇都宮大学国際学部 元教授、同国際学部多文化公共圏センター 研究員
小川 玲子 : 千葉大学社会科学研究院 教授

◆◆◆ 助 成 ◆◆◆

外務省令和6年度国際開発協力関係民間公益団体補助金 (NGO 事業補助金)

連合・愛のキャンパ